# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年６月25日 |
| 【発行者名】 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役　土岐 大介 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木六丁目10番１号 六本木ヒルズ森タワー |
| 【事務連絡者氏名】 | 法務部　山﨑 誠吾 |
| 【電話番号】 | 03－6437－6000 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | ダ・ヴィンチ ライト |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | 5,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

# 第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ダ・ヴィンチ ライト

（以下「本ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者として投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

格付は取得しておりません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円*を上限とします。

＊ 受益権１口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*です（１万口当り）。

（なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。）

ただし、自動けいぞく投資契約（販売会社によって名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ダライト）。

＊ 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した１万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

（5）【申込手数料】

① 1.575%（税込）を上限として販売会社が定める申込手数料率をお申込価額（取得申込日の翌営業日の基準価額）に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または上記(4)の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込み時にご負担いただきます。

② 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（6）【申込単位】

申込単位は、販売会社により異なります。販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2010年６月26日から2011年６月24日まで

（注）なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

（９）【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

（１１）【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

① お申込代金の利息
お申込代金には利息を付けません。

② 本邦以外の地域での発行
該当事項はありません。

③ 振替受益権について
本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

（ご参考）

## ロンドンまたはニューヨークの休業日

| | | |
|---|---|---|
| 2010年 | 7月 5日 | 独立記念日(翌日)(ニューヨーク) |
| | 8月30日 | 一般公休日(ロンドン) |
| | 9月 6日 | 労働者の日(ニューヨーク) |
| | 10月11日 | コロンブス記念日(ニューヨーク) |
| | 11月11日 | 退役軍人の日(ニューヨーク) |
| | 11月25日 | 感謝祭(ニューヨーク) |
| | 12月24日 | クリスマス(前日)(ニューヨーク) |
| | 12月27日 | クリスマス(翌々日)(ロンドン) |
| | 12月28日 | ボクシング・デー(翌々日)(ロンドン) |

2010年6月25日現在、委託会社が認識し得る2010年12月末までの「ロンドンまたはニューヨークの休業日」です。
(休業日は変更されることがありますので、必ず事前に販売会社までお問い合わせください。)

# 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、安定した収益の確保を目的として安定運用を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

本ファンドは、主として日本を含む世界の株式・債券および円短期金融商品に投資します。原則として「ＧＳ　ＧＴＡＡ戦略マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）にも投資を行います。

本ファンドは追加型投信／内外／資産複合／自動けいぞく投資専用です。詳しくは下記をご覧ください。

商品分類

■商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） | 独立区分 | 補足分類 |
|---|---|---|---|---|
| 単位型 | 国　内 | 株　式 | ＭＭＦ | インデックス型 |
| 追加型 | 海　外 | 債　券 | ＭＲＦ | 特殊型 |
| | 内　外 | 不動産投信 | ＥＴＦ | |
| | | その他資産<br>（　　） | | |
| | | 資産複合 | | |

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合・・・投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象インデックス | 特殊型 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br><br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　）<br><br>不動産投信<br><br>その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分変更型））<br><br>資産複合<br>（　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年１回<br><br>年２回<br><br>年４回<br><br>年６回<br>（隔月）<br><br>年12回<br>（毎月）<br><br>日々<br><br>その他<br>（　） | グローバル(日本を含む)<br><br>日本<br><br>北米<br><br>欧州<br><br>アジア<br><br>オセアニア<br><br>中南米<br><br>アフリカ<br><br>中近東<br>（中東）<br><br>エマージング | ファミリーファンド<br><br>ファンド・オブ・ファンズ | あり（部分ヘッジ）<br><br>なし | 日経225<br><br>ＴＯＰＩＸ<br><br>その他<br>（　） | ブル・ベア型<br><br>条件付運用型<br><br>ロング・ショート型/絶対収益追求型<br><br>その他<br>（　） |

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分変更型））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式および債券を投資収益の主たる源泉とし、その組入比率については機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
年１回・・・目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を含む）・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジあり（部分ヘッジ）・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
※商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp）に掲載されておりますので、ご覧ください。

本ファンドおよびマザーファンドを総称して「ダ・ヴィンチ ライト」ということがあります。なお、文脈上別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドも含むことがあります。

委託会社は、受託銀行（下記「(2) ファンドの仕組み ２．ファンドの関係法人 ①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 ｃ．受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ることにより、上記の限度額を変更することができます。

＜ファンドのポイント＞

◆ 世界の株式、債券と円短期金融商品に分散投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざします。
◆ 先進国を中心とした世界の株式に25%、債券に25%、円短期金融商品に50%＊1が基本資産配分です。
◆ 為替は100%円ヘッジを基本とすることで、円高、円安による為替変動の影響の低減をめざします＊2。
◆ 資産間配分比率、株式・債券・通貨の国別配分比率の変更を行い、収益の向上をめざします。
◆ ゴールドマン・サックスの計量モデルに基づき運用を行います。
◆ 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

＊1 本ファンドのベンチマークは、ＭＳＣＩワールド・インデックス（100%為替円ヘッジ）25%＋ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（100%為替円ヘッジ）25%＋円１ヵ月ＬＩＢＯＲ50%を使用しています。ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

＊2 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

「ダ・ヴィンチ ライト」の特徴

1．１つのファンドで、世界の様々な資産に投資できます。
「ダ・ヴィンチ ライト」は世界の株式と債券に分散投資することにより安定的な収益を追求します。

2．資産の安定性を重視しながら、成長性も追求します。
世界の株式、債券および円短期金融商品に分散投資を行うことにより、資産の安定性をめざすとともに、成長性も追求します。

3．世界の経済成長から収益を追求します。
投資対象を日本にのみ限定する必要はありません。「ダ・ヴィンチ ライト」は広く世界に分散投資します。

4．為替リスクの低減をめざします。
為替ヘッジにより為替リスクの低減をめざします。

**「ダ・ヴィンチ ライト」の特徴１**
**１つのファンドで、世界の様々な資産に投資できます。**
**※「ダ・ヴィンチ ライト」に投資することで、様々な円ヘッジされたファンドに投資するのと同様の効果が期待できます。**

**「ダ・ヴィンチ ライト」から資産運用を始めてみませんか？**

**「ダ・ヴィンチ ライト」は世界の株式、債券および円短期金融商品にバランスよく投資を行いますので、お客様の資産の中心に置くことができます。**
**また、通常であれば巨額な資金が必要となるグローバル投資が、**
**「ダ・ヴィンチ ライト」であれば少額の資金で可能となるのも、大きな魅力の１つです。**

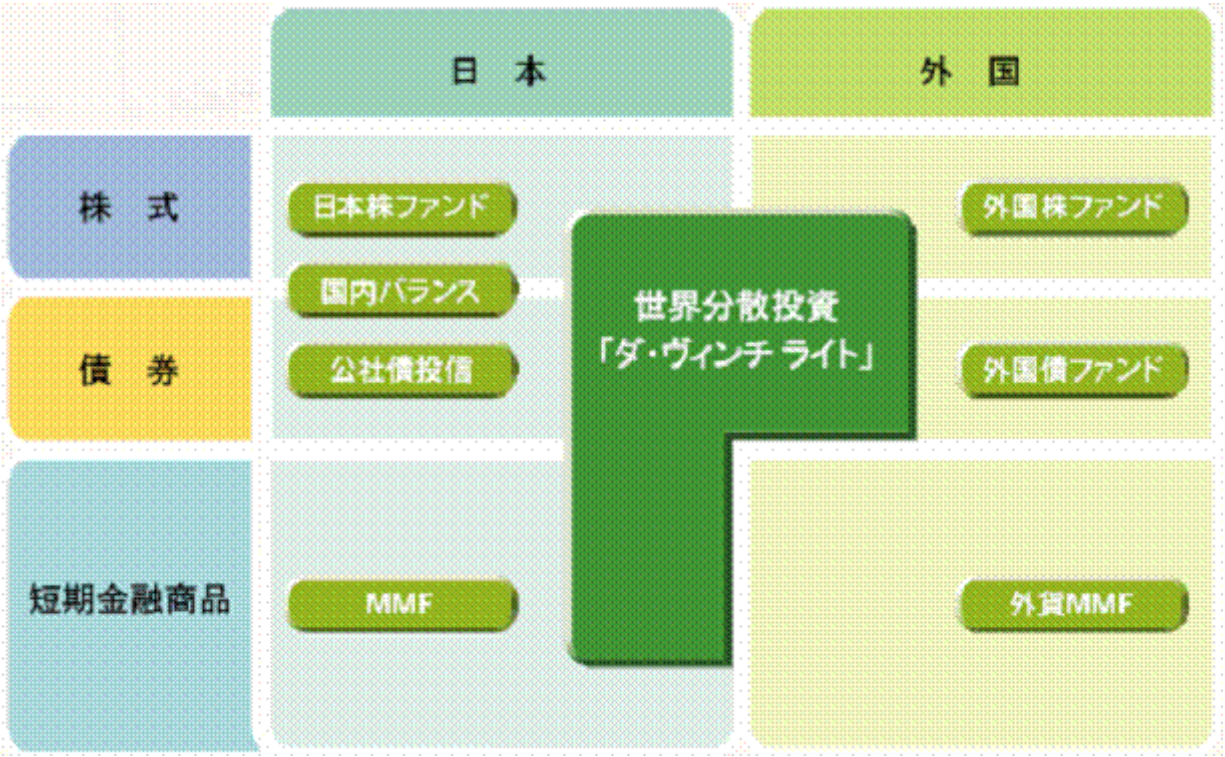


（海外資産に関しては円ヘッジされた投信）

※上記は、あくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

## 「ダ・ヴィンチ ライト」の特徴２

### 資産の安定性を重視しながら、成長性も追求します。

**「ダ・ヴィンチ ライト」は、それぞれリスク特性の異なる株式、債券、円短期金融商品に投資します。「ダ・ヴィンチ ライト」は資産のおよそ半分を円短期金融商品に投資し、債券にも投資することで、資産の安定性をめざすとともに、株式に投資することで、成長性も追求します。**

- 「ダ・ヴィンチ ライト」の基本資産配分比率は、世界株式25%、世界債券25%、円短期金融商品50%です。
- 「ダ・ヴィンチ ライト」では、100%為替円ヘッジ*を基本とし、為替リスクの低減をめざします。
- ゴールドマン・サックスの計量モデルに基づき、ベンチマークを上回る収益を追求します。

＊為替リスクがなくなるわけではありません。為替ヘッジには、ヘッジ・コストがかかります。また、「ダ・ヴィンチ ライト」はファンド全体の収益の向上をめざして多通貨運用を行います。

「ダ・ヴィンチ ライト」のベンチマークは、MSCIワールド・インデックス（100%為替円ヘッジ）25%＋JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（100%為替円ヘッジ）25%＋円１ヵ月LIBOR50%です。

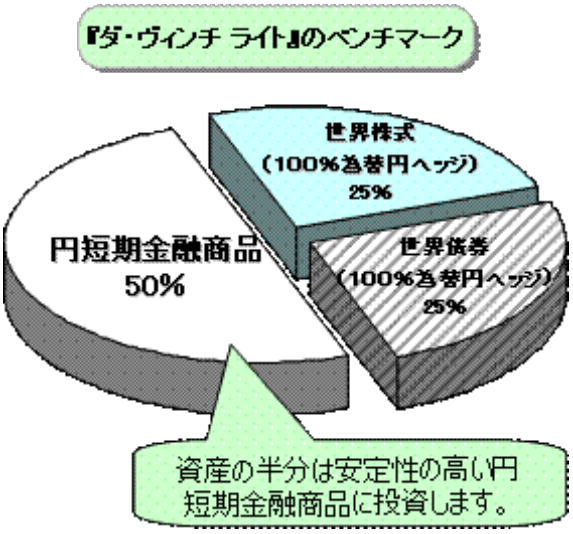


### ■ベンチマーク構成資産の値動きの推移

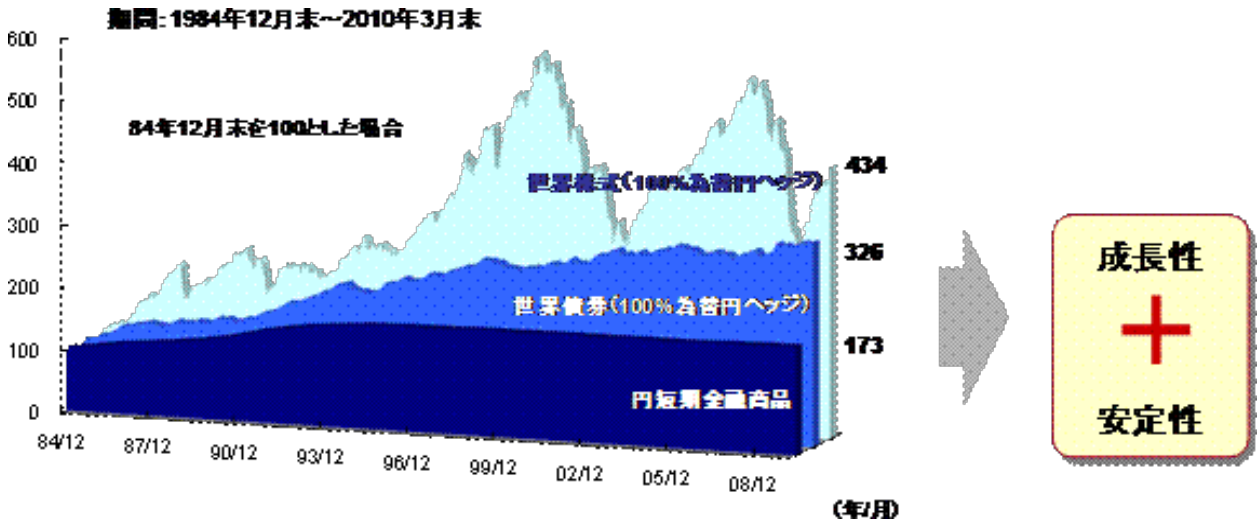


上の図は、「ダ・ヴィンチ ライト」のベンチマークを構成するインデックスに1984年12月末に100を投資したと仮定して、各資産クラスの成長性の推移を表したものとなっています。

世界株式は、ＭＳＣＩワールド・インデックス(100%為替円ヘッジ)、世界債券は、ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）(100%為替円ヘッジ)、円短期金融商品は円1ヵ月LIBORを使用。上記のデータはインデックスの動きであり、「ダ・ヴィンチ ライト」の実績ではありません。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

**世界分散投資により、リスクの低減を追求します。**

**世界への分散、多資産への分散を行うことにより、より高い収益の可能性をある程度放棄する一方、安定性を追求することができます。**
**日本の株だけに投資した場合は、投資結果は日本一国の経済状況に主に左右されることになります。投資先を分散してリスクの低減を追求することが可能です。**
**過去のデータによると、世界への分散、資産間の分散により収益の変動幅が縮小され、安定性を向上させる結果が見られています。**

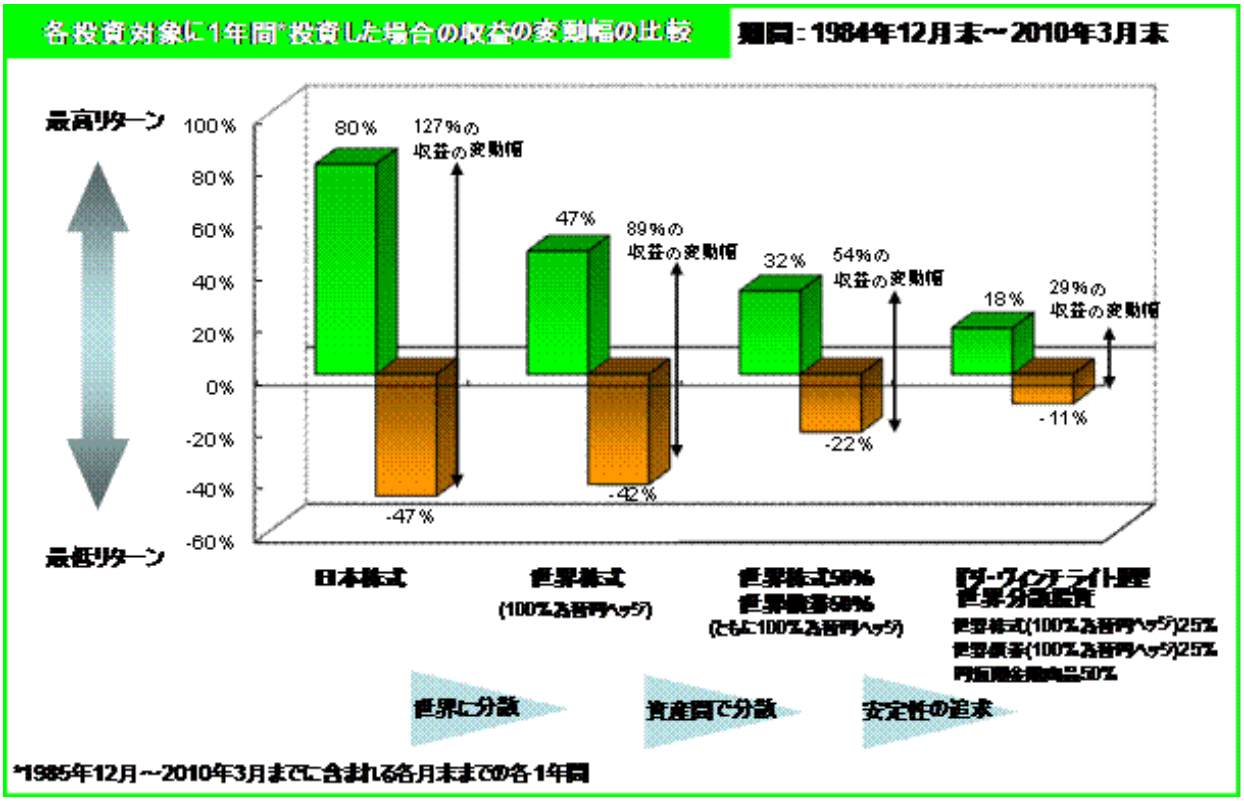


**上記の図は、過去において各月から１年間「ダ・ヴィンチ ライト」型の世界分散投資を行ったと仮定した場合と他の投資対象に投資したと仮定した場合の最高リターンと最低リターンを比較しています。**

- **例えば日本株式だけに投資した場合、約80%上昇した１年間があった一方、最大約47%下落した場合もあります。最高リターンと最低リターンの変動幅は約127%ありました。**
- **同じ株式でも世界に分散すると変動幅は約89%に収まっています。（為替は100%円ヘッジ）**
- **さらにこれを世界株式、世界債券に50%ずつという割合で資産の分散を行うと変動幅は約54%に収まっています。（為替は100%円ヘッジ）**
- **これに円短期金融商品を加え、「ダ・ヴィンチ ライト」のベンチマークの割合で分散投資をした場合は、変動幅は約29%に収まっています。**

**データは、日本株式はＭＳＣＩジャパン・インデックス、世界株式はＭＳＣＩワールド・インデックス（100%為替円ヘッジ）、世界債券はＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（100%為替円ヘッジ）、円短期金融商品は円１ヵ月ＬＩＢＯＲに基づき委託会社作成。上記のデータはあくまで本ファンドのベンチマークを含むインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。**

「ダ・ヴィンチ ライト」の特徴３

## 世界の経済成長から収益を追求します。

**世界の株式市場、債券市場に占める日本の比率は、決して大きくはありません。**
**投資対象を日本にのみ限定する必要はありません。**
**「ダ・ヴィンチ ライト」は、広く世界に投資します。**

■世界の株式市場における日本市場

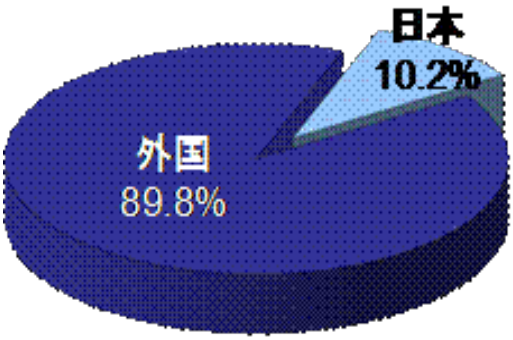


■世界の債券市場における日本市場

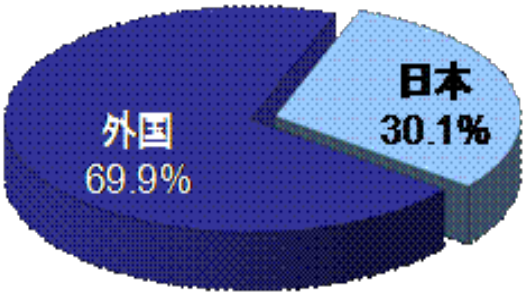


2010年3月末現在

世界株式の比率については、ＭＳＣＩワールド・インデックス、世界債券の比率については、ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）の数値を使用。

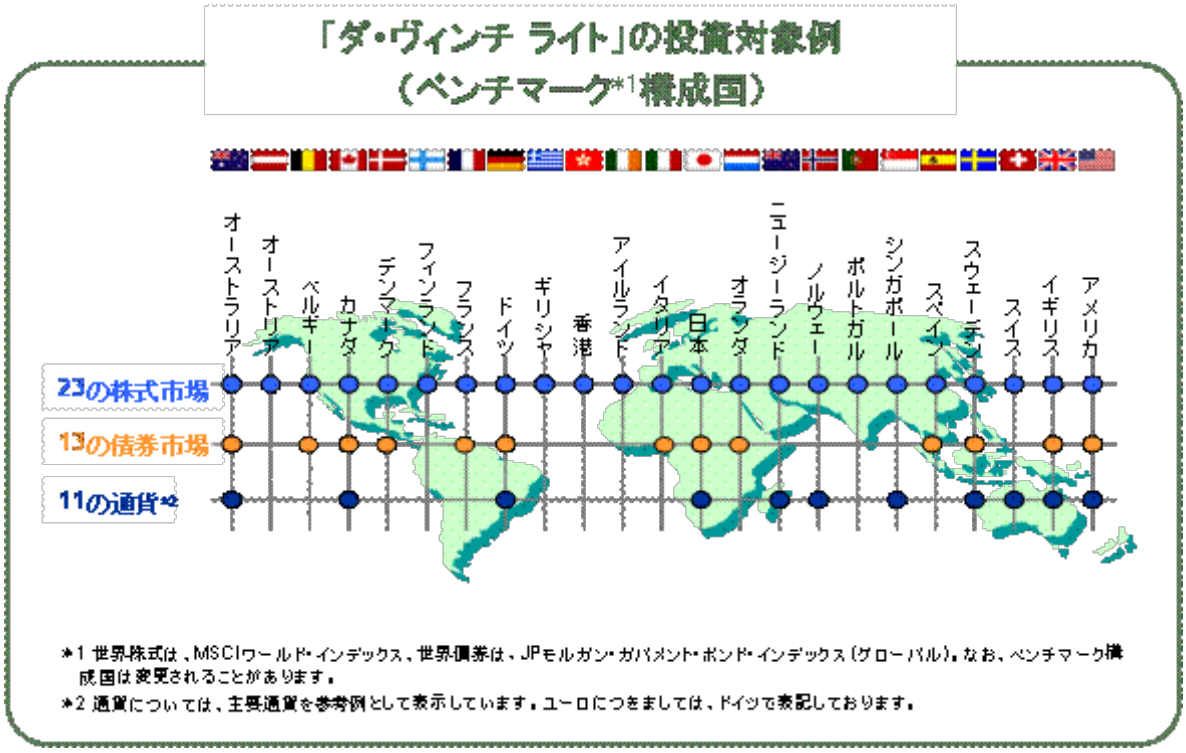


2010年３月末現在

「ダ・ヴィンチ ライト」の特徴４

## 為替リスクの低減をめざします。

**一般的に、海外への投資は、円高・円安といった為替変動の影響を受けます。**

**しかし、「ダ・ヴィンチ ライト」では、為替ヘッジにより、為替リスクの低減をめざします。**

**下の図からも分かるように、為替変動の大きさは決して小さくはありません。**
**「ダ・ヴィンチ ライト」は100%為替円ヘッジ＊を基本とし、為替リスクの低減を図りながら、より安定したリターンを追求します。**

* 為替リスクがなくなるわけではありません。為替ヘッジには、ヘッジ・コストがかかります。
また、「ダ・ヴィンチ ライト」はファンド全体の収益の向上をめざして多通貨運用を行います。

**ベンチマーク（為替ヘッジあり）、為替ヘッジなしインデックス＊1および円/米ドル・レートの推移**

期間：2001年3月末～2010年3月末

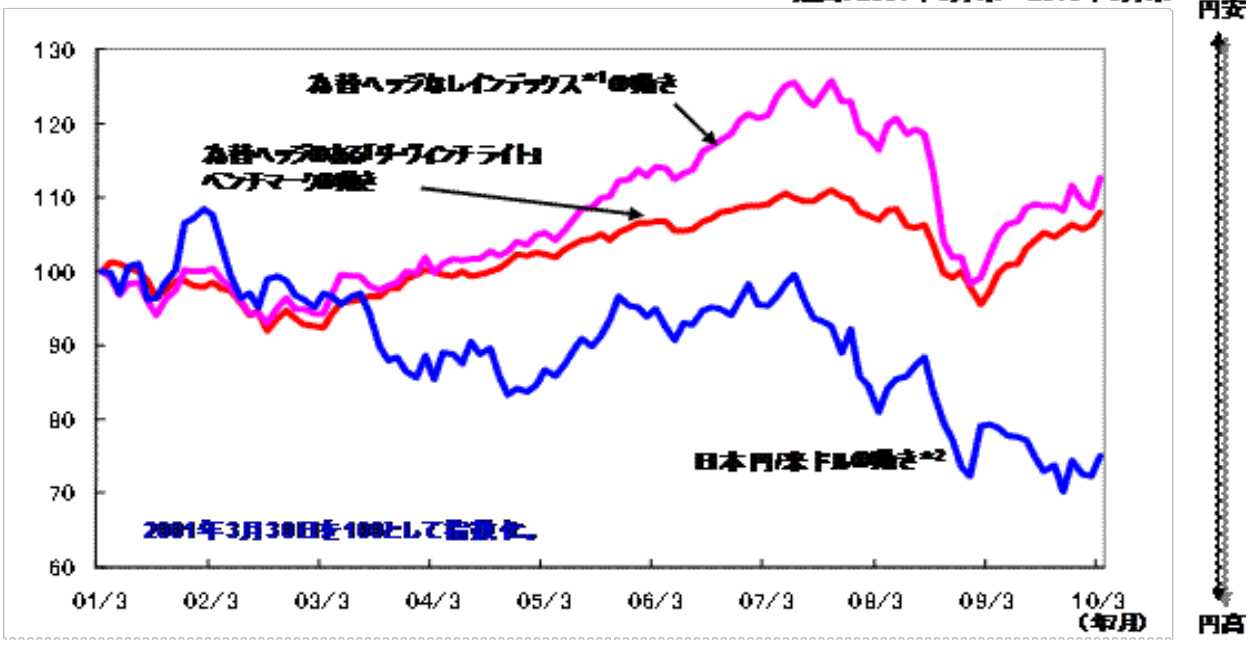


＊1 MSCIワールド・インデックス（円ベース）25%＋JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（円ベース）25%＋円１ヵ月LIBOR50%
＊2 株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場仲値に基づき委託会社が作成
上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

**一般的な為替動向の影響（為替ヘッジを行わない場合）**

円高：円換算した海外資産の価値は下落します。
円安：円換算した海外資産の価値は上昇します。

**長期保有**
**長期保有により、リターンは安定化することが期待できます。**

**どれほど高度に分散投資を行っても、投資時期によって収益がぶれる可能性は避けられません。**

**投資対象の分散に加えて、長期保有により、収益のぶれを安定化させることが追求できます。**

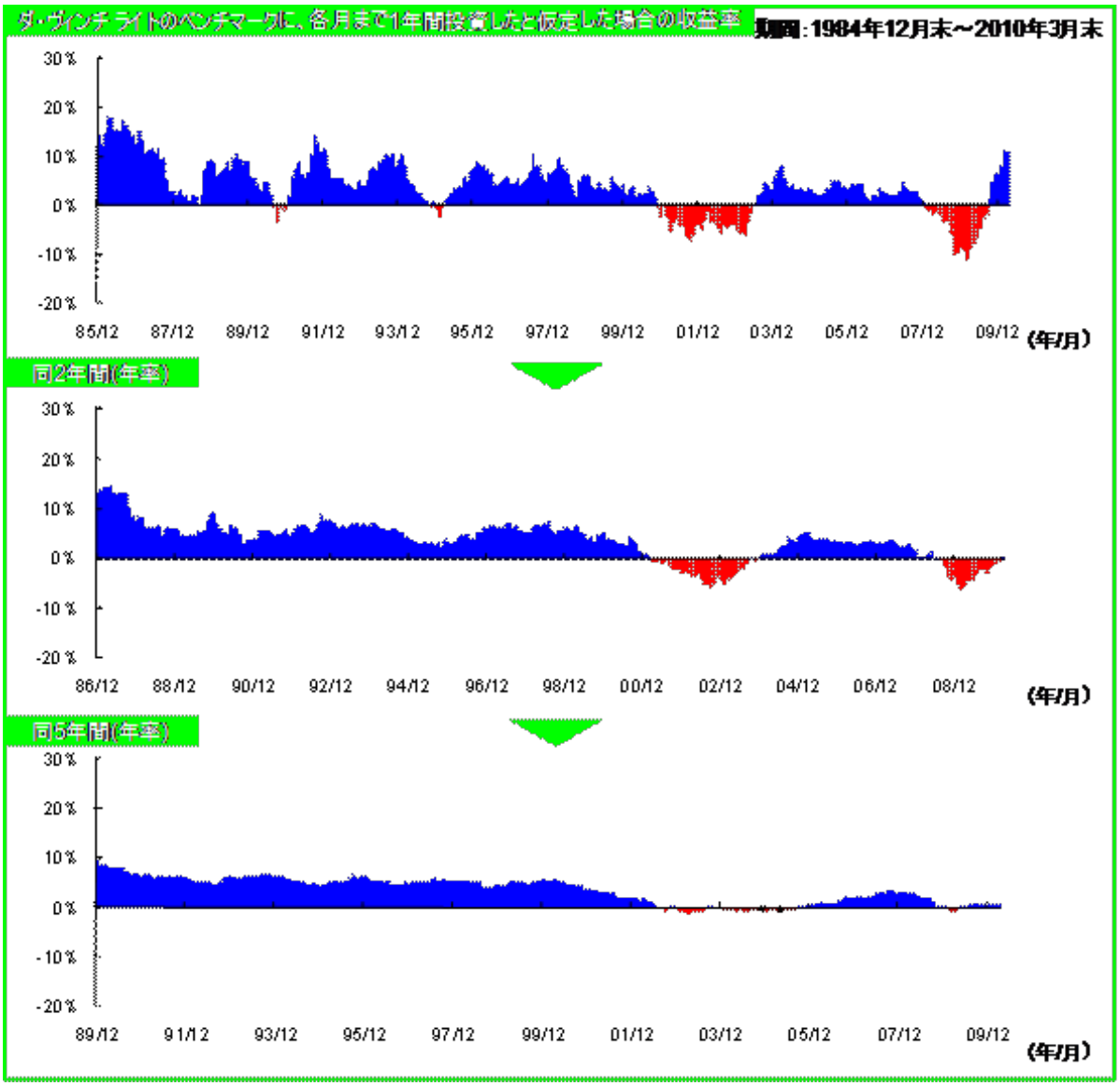


**上記のグラフは毎月、「ダ・ヴィンチ ライト」のベンチマークに、各々、１年間、２年間、５年間投資したと仮定した場合の年率リターンの推移を示しています。**
**例えば、１番上の１年間投資の場合、最高で18%程度のリターンがあった１年間がある一方、最低でマイナス11%程度の１年間もありました。**
**過去のデータからは、投資期間を２年、５年と長くするにつれ、リターンの高低差は小さくなり、安定していく傾向が見られています。**

**データは、MSCIワールド・インデックス(100%為替円ヘッジ)、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（100%為替円ヘッジ）および円１ヵ月LIBORに基づき委託会社が作成したものです。上記のデータはあくまで本ファンドのベンチマークの動きであり、本ファンドの実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。**

**自分年金**

**いま、自分の力で自分の老後に備えよう、と考える人が増えています。自分で金融商品を選び、時間をかけて自分で積み立てていく、いわば、「自分年金」の時代です。投資のリスクを分散し、小さな金額からでもコツコツと、中長期での安定した資産成長をめざす、それが「自分年金」のポイントであり、世界分散投資ファンド「ダ・ヴィンチ ライト」は、まさに、そんな資産運用を視野に入れたファンドであると委託会社は考えています。**

**本ファンドは、米国や日本で大規模な年金運用の実績をもつ、ゴールドマン・サックスの世界分散投資手法を用いたファンドであり、世界の先端をいく金融テクノロジーで資産を運用します。**

（2）【ファンドの仕組み】

1．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。

商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。

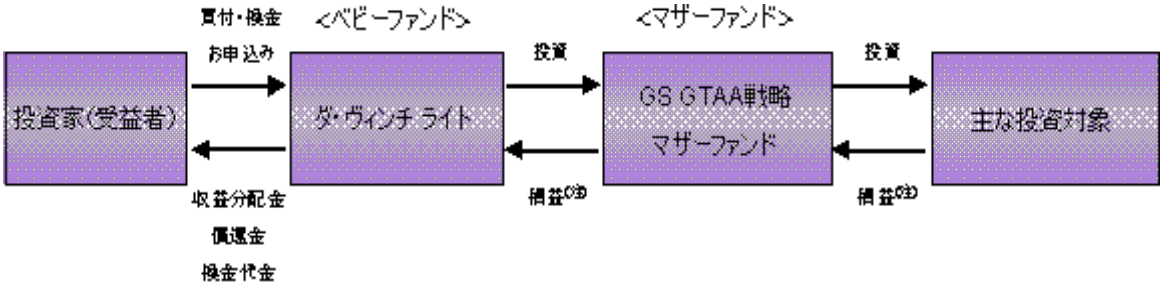


(注)損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2．ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドにおいては、委託会社は運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b．投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「ＧＳＡＭニューヨーク」といいます。））

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき本ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

c．受託会社（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

d．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人

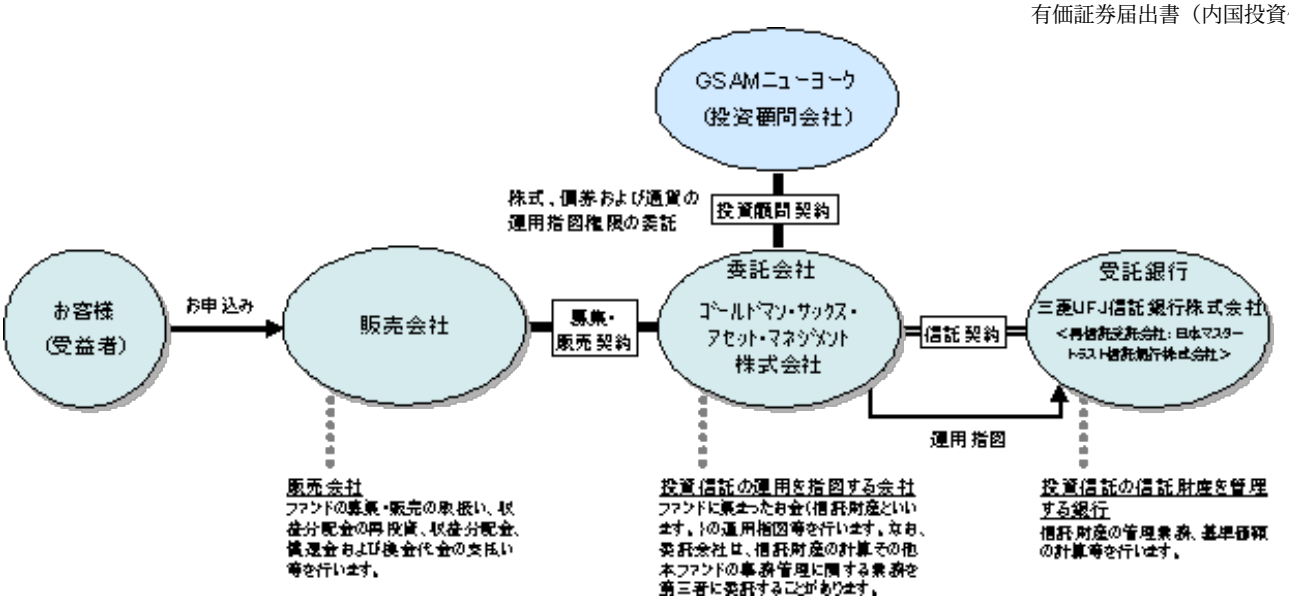


＜ご参考＞ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2009年12月末現在、グループ全体で7,534億米ドル（約69.4兆円*）の資産を運用しています。

＊米ドルの円貨換算は便宜上、2009年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝92.1円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

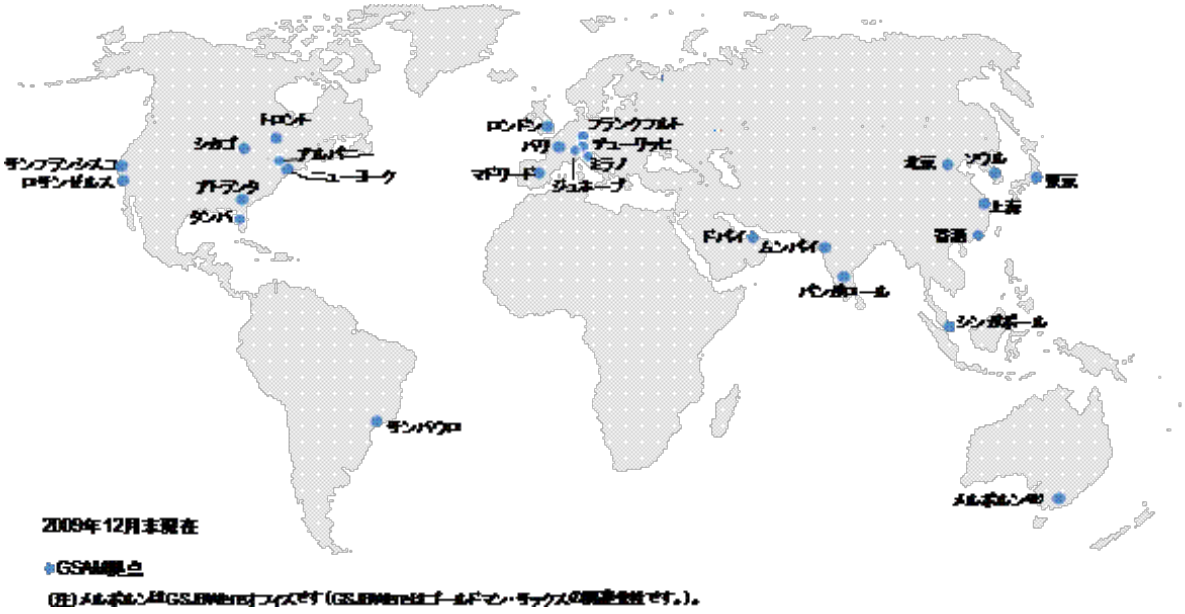

② 委託会社等の概況

ａ．資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

ｂ．沿革

1996年２月６日　会社設立

2002年４月１日　ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

ｃ．大株主の状況

（本書提出日現在）

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数（株） | 所有比率（%） |
|---|---|---|---|
| ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー | アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地 | 6,336 | 99 |
| ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク | アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地 | 64 | 1 |

## ２【投資方針】

### （１）【投資方針】

#### ａ．基本方針

本ファンドは、安定した収益の確保を目的として安定運用を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### ｂ．本ファンドの運用方針

・本ファンドは日本を含む世界の株式・債券および円短期金融商品を主要投資対象とします（株式指数先物取引、債券先物取引等を含みます。また、円短期運用を目的として、非円建ての短期金融商品に投資し円ヘッジすることがあります。）。
・株式および債券については、より低い取引コストで、かつより高い流動性を保ったまま現物への投資と同様の経済的効果をあげることを目的として、株式指数先物取引、債券先物取引等を積極的に利用します（先物の想定元本がファンドの純資産総額を上回る運用、いわゆるレバレッジを使った運用は原則として行いません。）。
・原則としてマザーファンド受益証券にも投資を行います。資産間配分、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの戦略の実施はマザーファンドを通じて行われます。ただし、状況に応じてかかる戦略の実施を、マザーファンドを通じず本ファンドにおいて直接行う場合があります。
・ＭＳＣＩワールド・インデックス（100%為替円ヘッジ）25%＋ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（100%為替円ヘッジ）25%＋円１ヵ月ＬＩＢＯＲ50%をベンチマークとします。
・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

#### ｃ．マザーファンドの運用方針

・マザーファンドは、計量モデルを組み合わせて、世界分散投資（株式国別配分、債券国別配分および通貨配分）と資産間の分散投資を行います。
・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
・マザーファンドは、本ファンド以外の投資信託をベビーファンドとし、その資産も合わせて運用を行うことがあります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下の通り委託します。

| 委託先の名称 | 委託先の所在地 | 委託の内容 | 委託にかかる費用 |
|---|---|---|---|
| ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(ＧＳＡＭニューヨーク) | アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 | 本ファンドおよびマザーファンドの株式、債券および通貨の運用 | 別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。 |

d．運用戦略

**４つの運用戦略でベンチマークを上回るリターンを追求します。**

■ 日本を含む先進国を中心とした、世界の株式、債券、通貨に分散投資します（100%為替円ヘッジをした世界株式に25%、世界債券に25%、円短期金融商品に50%が基本資産配分）。

■ ベンチマークにおける基本資産配分比率から実際の配分比率を戦術的にかい離（より魅力的と判断する国や資産には多く、そうでないと判断するところには少なく）させることにより超過収益をめざします。

■ 運用戦略は以下の４つの組み合わせからなり、戦術面でも分散が図られています。配分比率の変更は月に１回程度の頻度で行います。

４つの運用戦略

| | |
|---|---|
| **①資産間配分*** | ：株式/債券/円短期金融商品の資産間配分を行います。 |
| **②株式国別配分** | ：先進国の株式市場において、それぞれの市場の魅力を相対評価し、株式市場間での配分を行います。 |
| **③債券国別配分** | ：先進国の債券市場において、それぞれの市場の魅力を相対評価し、債券市場間での配分を行います。 |
| **④通貨配分** | ：主要通貨において、それぞれの魅力を相対評価し、通貨間での配分を行います。 |

＊株式／債券／円短期金融商品間の資産配分、大型株／小型株間の配分および一般優良株／テクノロジー株間の配分を含みます。

＜運用戦略概念図＞

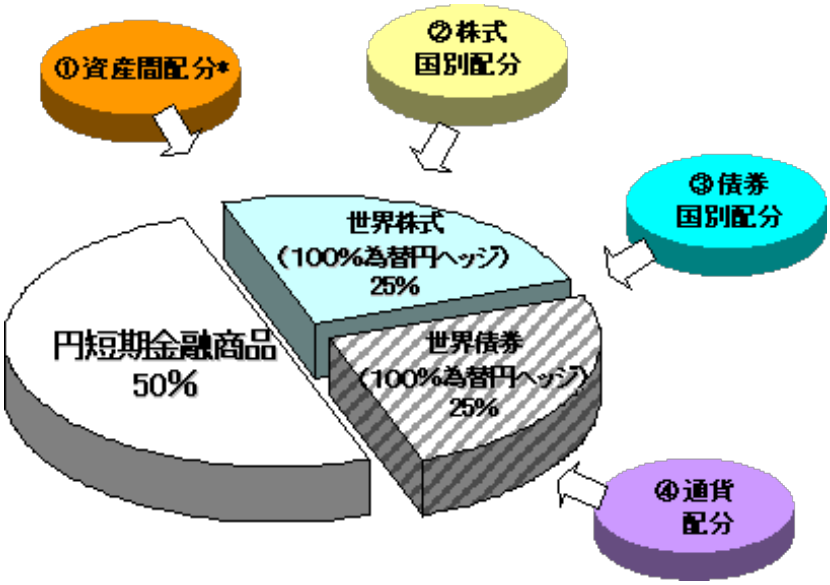


（注１）市況動向によっては以上の戦略が変更・追加・削除される可能性があります。
（注２）上記は例示をもって理解を深めるために「ダ・ヴィンチ ライト」の運用手法を簡略化した概念図です。

**ゴールドマン・サックスの計量モデルに基づき運用を行います。**

「ダ・ヴィンチ ライト」では経済状況などを計量モデルで分析し、資産間配分、株式・債券・通貨それぞれの国別配分を変更し、より高い収益を追求します。

各投資対象の評価は、多数の計量モデルを組み合わせて行われています。計量化された高度な統計手法と、当社が投資哲学として特に重要視している分析モデルの背景にある経済合理性との両輪に支えられ、本ファンドは運用されています。

e．「ダ・ヴィンチ ライト」 の投資対象の値動きの特徴

■ 株式の方が債券よりも値動きが大きくなるという特徴があります。

■ 一般的に、株式と債券では値動きが逆になる傾向があります。

－各投資対象の値動きの特徴（例）－

高い

リスク
と
リターン

低い

| 資産 | 特徴 | |
|---|---|---|
| 株式 | 景気が良く(なる(悪く(なる)と企業の収益が上がる(下がる)ことによりリターンが上がり(下がり)ます。 | 景気↑ → リターン↑<br>景気↓ → リターン↓ |
| 債券 | 景気が良く(なる(悪く(なる)と金利が上がる(下がる)ことにより債券価格が下がり(上がり)ます。 | 景気↑ → リターン↓<br>景気↓ → リターン↑ |
| 円短期金融商品(注) | 景気が良く(なる(悪く(なる)と短期金利が上がる(下がる)ことによりリターンが上がり(下がり)ます。 | 景気↑ → リターン↑<br>景気↓ → リターン↓ |

（注）一般に割引国債、コール・ローン等を指します。また、非円建ての短期金融商品に投資しこれを円ヘッジする場合もあります。

上記は各資産の一般的な特徴を単純化してまとめたものです。必ずしもすべての場合に当てはまるとは限りません。

■ 株式は、経済危機などの際には大きく下落する傾向がありますが、「ダ・ヴィンチ ライト」では債券および円短期金融商品にも投資を行うことで下落幅を抑えることをめざします。

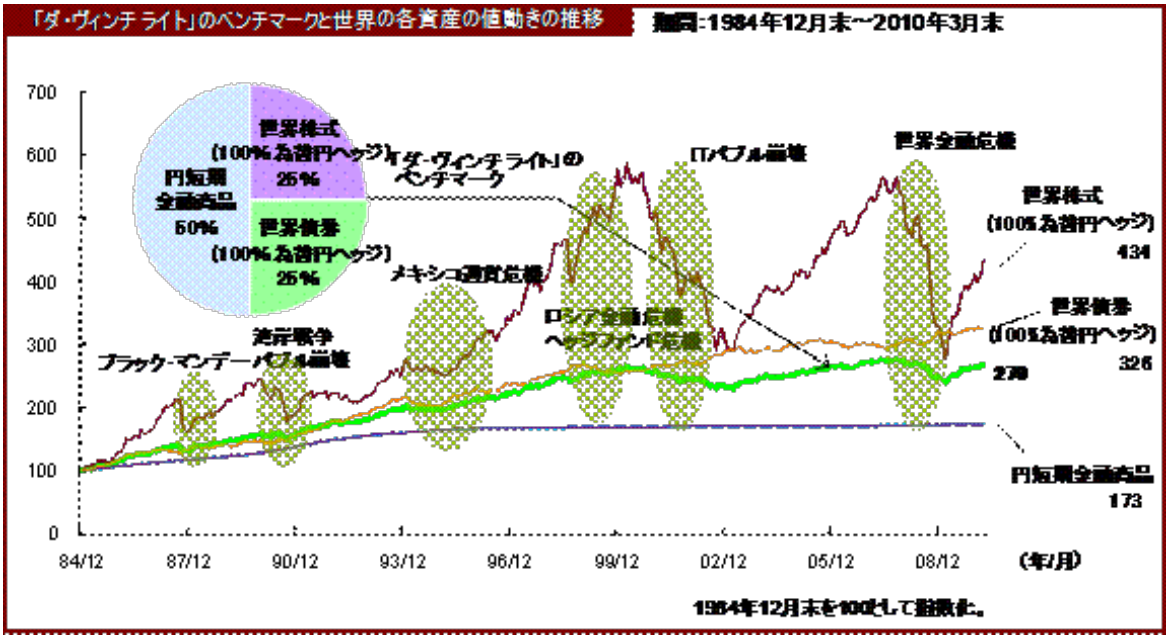


世界株式はＭＳＣＩワールド・インデックス(100%為替円ヘッジ)、世界債券はＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（100%為替円ヘッジ)、円短期金融商品は円1ヵ月LIBORを使用しています。上記のデータはあくまで「ダ・ヴィンチ ライト」のベンチマークを含むインデックスの動きであり、「ダ・ヴィンチ ライト」の実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

（２）【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限ります。)

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第17条第１項）

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

22．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、１．の証券または証書、12．ならびに17．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券および12．ならびに17．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．の証券および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第17条第２項および第３項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記（１．ないし６．）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

１．信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
２．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
３．信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
４．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。）、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
５．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
６．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
７．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
８．信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

（注）本書において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（３）【運用体制】

ａ．組織

本ファンドの運用は、ＧＳＡＭニューヨークの計量投資戦略グループが主として担当します。同グループの組織体制の特徴としては、経験・知識を共有化するチーム運用体制、豊富な実務経験と学識経験の融合といったことが挙げられます。また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。

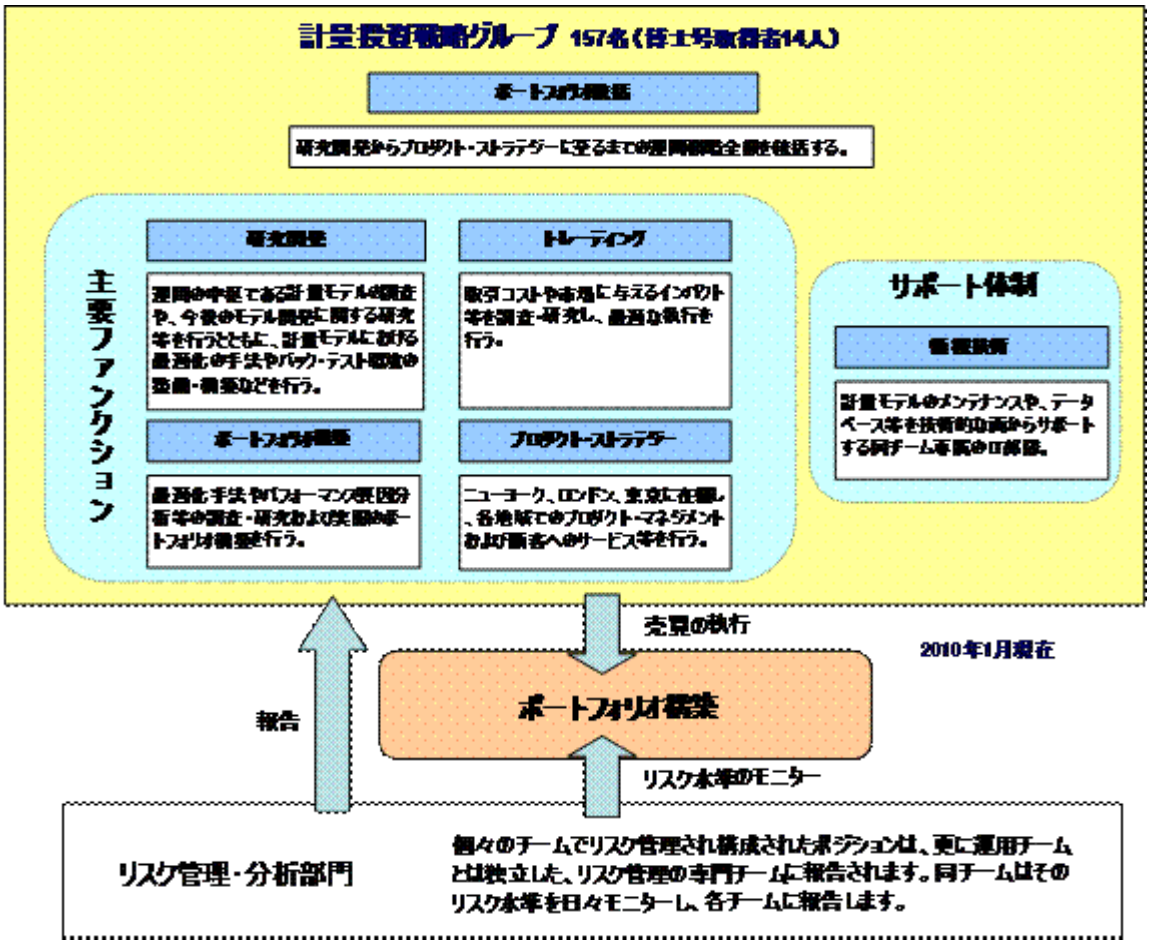


（注1）リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

ｂ．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

ｃ．内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

（４）【分配方針】

年１回決算を行い、毎計算期末（毎年３月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。

② 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

③ 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（１万口＝１万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。

④ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

※収益分配金は、税金を差引いた後無手数料で全額自動的に再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

１．株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の70％未満とします。

２．外貨建資産への実質投資割合（以下に定義します。）については、特に制限を設けません。

３．デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

４．新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

５．同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

６．同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

７．投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

８．同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

１．他のファンドへの投資（信託約款第17条第４項および第６項）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への投資割合は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

２．投資する株式等の範囲（信託約款第21条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

３．信用取引の指図および範囲（信託約款第23条）

信用取引により株券を売り付けることの指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

４．公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第24条）

信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図は、当該売付にかかる公社債の

時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

5．公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第25条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

6．スワップ取引の運用指図（信託約款第27条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

7．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第28条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

8．有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第31条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10．外国為替予約の運用指図（信託約款第32条）

外国為替の売買の予約取引の指図は、本ファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、当該信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、当該信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11．資金の借入れ（信託約款第40条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金

日までが５営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

（c）その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）。

## ３【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅していないことにつき、ご留意ください。

(a) 元本変動リスク

本ファンドの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって、元金は保証されていません。主なリスクとして、以下のものが挙げられます。

１．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、株式への投資を行いますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

２．債券投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

３．為替リスク

一般的に外貨建資産への投資には為替リスクが伴いますが、本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストが想定以上に発生することがあります（ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。）。

４．通貨運用リスク

本ファンドは、ヘッジ目的に限らず、ファンド全体の収益向上をめざす目的でも為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

５．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

６．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 為替ヘッジに関わる留意点

本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ・コストがかかります。したがって、為替ヘッジを行うことにより、一般に投資家が高金利国へ投資するメリットまたは低金利国へ投資するデメリットは相殺されます。この金利差が縮小する場合には、ヘッジ・コストは減少します。逆に、この金利差が拡大する場合には、ヘッジ・コストは増加します。現在の国内外金利差を前提とすると、対円で100%為替ヘッジされた外貨建資産の収益は、その為替ヘッジ前の収益から短期金利差を差引いたものになります。実際のポートフォリオの通貨配分においては、ベンチマークからかい離した通貨のアクティブ運用を行うため、このアクティブ運用にかかる部分は、為替変動の影響を受けることになります。

(e) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(f) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

(g) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消しまたは保留）させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) ファンドの名称についての留意点

本ファンドは委託会社が設定している証券投資信託「ダ・ヴィンチ」とは別のファンドであり、その運用方針等を異にしています。ファンドの性格をよくご理解していただいたうえでご投資ください。

(j) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、ＭＳＣＩワールド・インデックス（100%為替円ヘッジ）25%＋ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（100%為替円ヘッジ）25%＋円１ヵ月ＬＩＢＯＲ50%をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスをめざしますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。

(k) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払はすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

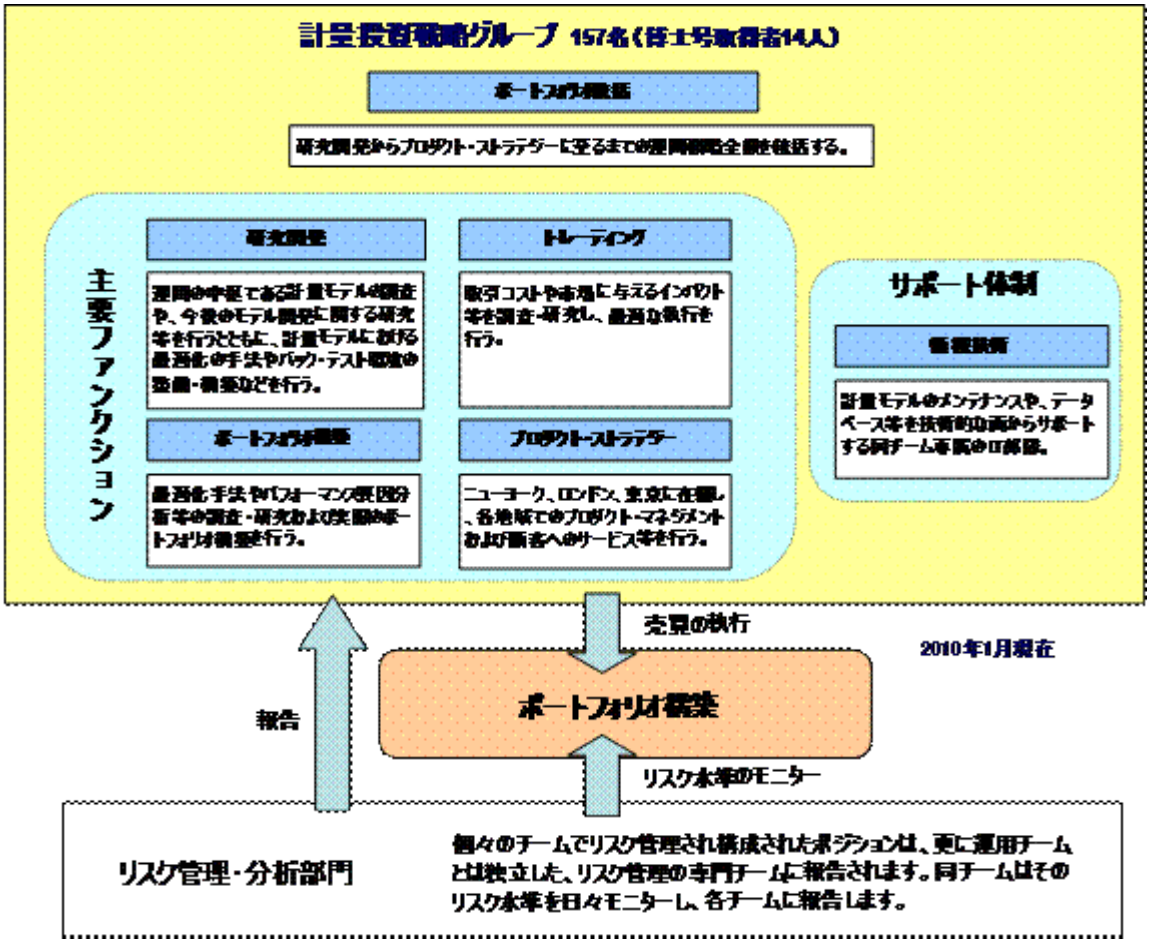


（注1）リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

## ４【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

(a) 1.575%（税込）を上限として販売会社が定める申込手数料率をお申込価額（取得申込日の翌営業日の基準価額)に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

### （２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

### （３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.0185%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託銀行 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 純資産総額に対し<br>年率0.4725%（税込） | 純資産総額に対し<br>年率0.4725%（税込） | 純資産総額に対し<br>年率0.0735%（税込） | 純資産総額に対し<br>年率1.0185%（税込） |

なお、委託会社の報酬には、ＧＳＡＭニューヨークへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬については、別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

### （４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

(a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
(b) 外貨建資産の保管運用
(c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
(d) 信託財産に関する租税
(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

なお、(a) から(d) 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

### （５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。
ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

個人の受益者の場合＊1

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---|---|---|
| 収益分配時 | 所得税および地方税 | 普通分配金×10%＊2 |
| 換金時<br>（解約請求による場合） | 所得税および地方税 | 譲渡益×10%＊2 |
| 償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡益×10%＊2 |

＊１ 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

＊２ 2011年12月31日までの期間については、10%（所得税７%、地方税３%）の税率が適用されます。2012年１月１日以降は、20%（所得税15%、地方税５%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税・地方消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税５%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税(配当控除の適用なし)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%(所得税７%、地方税３%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限ります。)、上場株式等の譲渡による損失(公募株式投資信託の買取差損・解約(償還)差損を含みます。)との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得

税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。
ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては７%(所得税７%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。
なお、益金不算入制度は適用されません。

＜換金時および償還時の課税について＞

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税５%)の税率による申告分離課税が適用されます。
ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は10%(所得税７%、地方税３%)の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。
また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。
ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は７%(所得税７%)の税率が適用されます。

## ５【運用状況】

### （１）【投資状況】

（2010年３月31日現在）

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 特殊債券 | アメリカ | 1,302,377,641 | 66.03 |
| 親投資信託受益証券 | ― | 177,407,691 | 8.99 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | ― | 492,593,628 | 24.98 |
| 合計（純資産総額） | ― | 1,972,378,960 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

＜ＧＳ ＧＴＡＡ戦略マザーファンド＞

（2010年３月31日現在）

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 特殊債券 | アメリカ | 3,088,495,550 | 86.54 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | ― | 480,477,331 | 13.46 |
| 合計（純資産総額） | ― | 3,568,972,881 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2010年３月31日現在）

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量(券面総額／口数) | 帳簿価額単価(円) | 帳簿価額金額(円) | 評価額単価(円) | 評価額金額(円) | 利率(%) | 償還期限 | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | アメリカ | 特殊債券 | FHLB DISCOUNT NT 0% | 14,000,000 | 9,302.26 | 1,302,316,421 | 9,302.49 | 1,302,349,422 | － | 2010/5/12 | 66.03 |
| 2 | 日本 | 親投資信託受益証券 | ＧＳ ＧＴＡＡ戦略マザーファンド | 121,762,314 | 1.4600 | 177,772,978 | 1.4570 | 177,407,691 | | | 8.99 |

種類別及び業種別投資比率

(2010年３月31日現在)

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 特殊債券 | 66.03 |
| 親投資信託受益証券 | 8.99 |
| 合計 | 75.02 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

（2010年３月31日現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

有価証券先物取引等

（2010年３月31日現在）

| 資産の種類 | 地域 | 取引所 | 資産の名称 | 買建／売建 | 数量 | 通貨 | 帳簿価額 | 評価額 | 評価額（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | その他 | NASDAQ OMX EUROPE | OMXS30 | 買建 | 7 | スウェーデンクローナ | 710,500 | 709,625 | 9,090,296 | 0.46 |
| | 日本 | 東京証券取引所 | 東証東証株価指数先物 | 買建 | 5 | 日本円 | 47,225,000 | 48,875,000 | 48,875,000 | 2.48 |
| | アメリカ | シカゴ商業取引所 | S&P500 EMINI | 買建 | 48 | 米ドル | 2,795,040 | 2,806,560 | 261,122,345 | 13.24 |
| | カナダ | モントリオール取引所 | S&P/TSE 60 | 買建 | 2 | カナダドル | 279,360 | 280,960 | 25,668,505 | 1.30 |
| | ドイツ | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所 | DAX DTB | 買建 | 1 | ユーロ | 151,175 | 153,962.5 | 19,232,995 | 0.98 |
| | イタリア | イタリア証券取引所 | S&P/MIB | 買建 | 1 | ユーロ | 112,125 | 112,880 | 14,100,969 | 0.71 |
| | オーストラリア | シドニー先物取引所 | SPI 200 | 買建 | 2 | オーストラリアドル | 245,250 | 246,300 | 21,004,464 | 1.06 |
| | イギリス | ロンドン国際金融先物オプション取引所 | FTSE 100 | 買建 | 7 | 英ポンド | 394,660 | 393,960 | 55,311,984 | 2.80 |
| | スイス | ユーレックス・チューリッヒ取引所 | SWISS MKT | 買建 | 3 | スイスフラン | 204,090 | 203,820 | 17,791,447 | 0.90 |
| | シンガポール | シンガポール取引所 | MSCI SING | 買建 | 1 | シンガポールドル | 68,491.5 | 69,500 | 4,621,750 | 0.23 |
| | オランダ | アムステルダム取引所 | AEX | 買建 | 1 | ユーロ | 67,920 | 68,420 | 8,547,026 | 0.43 |
| | スペイン | スペイン金融先物取引所（マドリード） | IBEX 35 | 買建 | 1 | ユーロ | 108,540 | 109,515 | 13,680,613 | 0.69 |
| | その他 | Marche des Options Negociables de Paris | CAC40 | 買建 | 6 | ユーロ | 237,120 | 239,370 | 29,902,100 | 1.52 |
| 債券先物取引 | 日本 | 東京証券取引所 | 東証長期国債標準物先物 | 買建 | 100,000,000 | 日本円 | 138,560,000 | 138,220,000 | 138,220,000 | 7.01 |
| | アメリカ | シカゴ商品取引所 | CBT 10Y 1006 | 買建 | 10 | 米ドル | 1,160,937.5 | 1,159,375 | 107,868,250 | 5.47 |
| | カナダ | モントリオール取引所 | MON 10Y 1006 | 買建 | 1 | カナダドル | 117,720 | 117,370 | 10,722,923 | 0.54 |
| | ドイツ | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所 | BUND10Y 1006 | 買建 | 9 | ユーロ | 1,111,770 | 1,108,620 | 138,488,810 | 7.02 |
| | イギリス | ロンドン国際金融先物オプション取引所 | GILT 1006 | 買建 | 2 | 英ポンド | 229,900 | 228,660 | 32,103,864 | 1.63 |

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２）評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

**参考情報**

**＜ＧＳ ＧＴＡＡ戦略マザーファンド＞**

**① 投資有価証券の主要銘柄**

（2010年３月31日現在）

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量(券面総額) | 帳簿価額単価(円) | 帳簿価額金額(円) | 評価額単価(円) | 評価額金額(円) | 利率(%) | 償還期限 | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | アメリカ | 特殊債券 | FHLB DISC CORP 0% | 33,200,000 | 9,302.26 | 3,088,350,370 | 9,302.49 | 3,088,428,628 | － | 2010/5/12 | 86.54 |

**種類別及び業種別投資比率**

（2010年３月31日現在）

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 特殊債券 | 86.54 |
| 合計 | 86.54 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

**② 投資不動産物件（2010年３月31日現在）**

**該当事項はありません。**

### ③ その他投資資産の主要なもの

### 有価証券先物取引等

（2010年３月31日現在）

| 資産の種類 | 地域 | 取引所 | 資産の名称 | 買建／売建 | 数量 | 通貨 | 帳簿価額 | 評価額 | 評価額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | その他 | NASDAQ OMX EUROPE | OMXS30 | 買建 | 317 | スウェーデンクローナ | 32,175,500 | 32,135,875 | 411,660,558 | 11.53 |
| | 日本 | 東京証券取引所 | 東証東証株価指数先物 | 売建 | 177 | 日本円 | 1,671,765,000 | 1,730,175,000 | 1,730,175,000 | △48.48 |
| | アメリカ | シカゴ商品取引所 | DJIA MINI | 売建 | 289 | 米ドル | 15,587,215 | 15,684,030 | 1,459,242,151 | △40.89 |
| | アメリカ | シカゴ商業取引所 | S&P500 EMINI | 買建 | 1,372 | 米ドル | 79,891,560 | 80,220,840 | 7,463,746,955 | 209.13 |
| | アメリカ | シカゴ商業取引所 | NSDQ100 MINI | 買建 | 379 | 米ドル | 14,792,370 | 14,898,490 | 1,386,155,509 | 38.84 |
| | アメリカ | インターコンチネンタル取引所 | RUSSELL MINI | 売建 | 1,161 | 米ドル | 79,122,150 | 79,215,030 | 7,370,166,391 | △206.51 |
| | カナダ | モントリオール取引所 | S&P/TSE 60 | 売建 | 21 | カナダドル | 2,933,280 | 2,950,080 | 269,519,308 | △7.55 |
| | ドイツ | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所 | DAX DTB | 買建 | 104 | ユーロ | 15,722,200 | 16,012,100 | 2,000,231,532 | 56.05 |
| | イタリア | イタリア証券取引所 | S&P/MIB | 売建 | 52 | ユーロ | 5,830,500 | 5,869,760 | 733,250,419 | △20.55 |
| | オーストラリア | シドニー先物取引所 | SPI 200 | 売建 | 119 | オーストラリアドル | 14,592,375 | 14,654,850 | 1,249,765,608 | △35.02 |
| | イギリス | ロンドン国際金融先物オプション取引所 | FTSE 100 | 買建 | 216 | 英ポンド | 12,178,080 | 12,156,480 | 1,706,769,792 | 47.82 |
| | スイス | ユーレックス・チューリッヒ取引所 | SWISS MKT | 売建 | 367 | スイスフラン | 24,967,010 | 24,933,980 | 2,176,487,114 | △60.98 |
| | 香港 | 香港先物取引所 | HANG SENG | 買建 | 63 | 香港ドル | 65,114,397.7 | 67,447,800 | 808,024,644 | 22.64 |
| | シンガポール | シンガポール取引所 | MSCI SING | 買建 | 180 | シンガポールドル | 12,328,470 | 12,510,000 | 831,915,000 | 23.31 |
| | オランダ | アムステルダム取引所 | AEX | 買建 | 259 | ユーロ | 17,591,280 | 17,720,780 | 2,213,679,837 | 62.03 |
| | スペイン | スペイン金融先物取引所（マドリード） | IBEX 35 | 売建 | 50 | ユーロ | 5,427,000 | 5,475,750 | 684,030,690 | △19.17 |
| | その他 | Marche des Options Negociables de Paris | CAC40 | 売建 | 96 | ユーロ | 3,793,920 | 3,829,920 | 478,433,606 | △13.41 |
| 債券先物取引 | 日本 | 東京証券取引所 | 東証長期国債標準物先物 | 買建 | 4,700,000,000 | 日本円 | 6,512,320,000 | 6,496,340,000 | 6,496,340,000 | 182.02 |
| | アメリカ | シカゴ商品取引所 | CBT 10Y 1006 | 売建 | 1,032 | 米ドル | 119,808,750 | 119,647,500 | 11,132,003,400 | △311.91 |
| | カナダ | モントリオール取引所 | MON 10Y 1006 | 買建 | 649 | カナダドル | 76,400,280 | 76,173,130 | 6,959,177,156 | 194.99 |
| | ドイツ | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所 | BUND10Y 1006 | 買建 | 19 | ユーロ | 2,347,070 | 2,340,420 | 292,365,266 | 8.19 |
| | オーストラリア | シドニー先物取引所 | SFE10Y 1006 | 買建 | 5 | オーストラリアドル | 510,550.3 | 506,561.85 | 43,199,594 | 1.21 |
| | イギリス | ロンドン国際金融先物オプション取引所 | GILT 1006 | 買建 | 169 | 英ポンド | 19,426,550 | 19,321,770 | 2,712,776,508 | 76.01 |

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２）評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2010年３月31日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

| 期 | 年月日 | 純資産総額（百万円）（分配落） | 純資産総額（百万円）（分配付） | １口当たり純資産額（円）（分配落） | １口当たり純資産額（円）（分配付） |
|---|---|---|---|---|---|
| １期 | (2002年３月25日) | 12,192 | 12,218 | 0.9722 | 0.9742 |
| ２期 | (2003年３月25日) | 10,487 | 10,509 | 0.9356 | 0.9376 |
| ３期 | (2004年３月25日) | 6,272 | 6,363 | 1.0300 | 1.0450 |
| ４期 | (2005年３月25日) | 4,725 | 4,748 | 1.0163 | 1.0213 |
| ５期 | (2006年３月27日) | 3,767 | 3,820 | 1.0743 | 1.0893 |
| ６期 | (2007年３月26日) | 3,024 | 3,038 | 1.0522 | 1.0572 |
| ７期 | (2008年３月25日) | 2,381 | 2,391 | 0.9774 | 0.9814 |
| ８期 | (2009年３月25日) | 1,953 | 1,958 | 0.8739 | 0.8759 |
| ９期 | (2010年３月25日) | 1,966 | 1,969 | 0.9615 | 0.9630 |
| | 2009年３月末日 | 1,945 | － | 0.8673 | － |
| | 2009年４月末日 | 1,993 | － | 0.8923 | － |
| | 2009年５月末日 | 2,006 | － | 0.8989 | － |
| | 2009年６月末日 | 1,988 | － | 0.9002 | － |
| | 2009年７月末日 | 2,032 | － | 0.9181 | － |
| | 2009年８月末日 | 2,054 | － | 0.9307 | － |
| | 2009年９月末日 | 2,048 | － | 0.9397 | － |
| | 2009年10月末日 | 2,012 | － | 0.9411 | － |
| | 2009年11月末日 | 2,004 | － | 0.9396 | － |
| | 2009年12月末日 | 2,005 | － | 0.9574 | － |
| | 2010年１月末日 | 1,974 | － | 0.9489 | － |
| | 2010年２月末日 | 1,964 | － | 0.9518 | － |
| | 2010年３月末日 | 1,972 | － | 0.9631 | － |

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

| 期 | 計算期間 | １口当たりの分配金（円） |
|---|---|---|
| 第１期 | 自 2001年３月26日<br>至 2002年３月25日 | 0.0020 |
| 第２期 | 自 2002年３月26日<br>至 2003年３月25日 | 0.0020 |
| 第３期 | 自 2003年３月26日<br>至 2004年３月25日 | 0.0150 |
| 第４期 | 自 2004年３月26日<br>至 2005年３月25日 | 0.0050 |
| 第５期 | 自 2005年３月26日<br>至 2006年３月27日 | 0.0150 |
| 第６期 | 自 2006年３月28日<br>至 2007年３月26日 | 0.0050 |
| 第７期 | 自 2007年３月27日<br>至 2008年３月25日 | 0.0040 |
| 第８期 | 自 2008年３月26日<br>至 2009年３月25日 | 0.0020 |
| 第９期 | 自 2009年３月26日<br>至 2010年３月25日 | 0.0015 |

③【収益率の推移】

| 期 | 計算期間 | 収益率（％） |
|---|---|---|
| 第１期 | 自 2001年３月26日<br>至 2002年３月25日 | △2.6 |
| 第２期 | 自 2002年３月26日<br>至 2003年３月25日 | △3.6 |
| 第３期 | 自 2003年３月26日<br>至 2004年３月25日 | 11.7 |
| 第４期 | 自 2004年３月26日<br>至 2005年３月25日 | △0.8 |
| 第５期 | 自 2005年３月26日<br>至 2006年３月27日 | 7.2 |
| 第６期 | 自 2006年３月28日<br>至 2007年３月26日 | △1.6 |
| 第７期 | 自 2007年３月27日<br>至 2008年３月25日 | △6.7 |
| 第８期 | 自 2008年３月26日<br>至 2009年３月25日 | △10.4 |
| 第９期 | 自 2009年３月26日<br>至 2010年３月25日 | 10.2 |

## 6【手続等の概要】

### 1 申込（販売）手続等

(1) お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日＊1受付けます。毎営業日の午後３時＊2までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

＊１ 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受付けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受付けるものとします。

＊２ 販売会社によっては午後３時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(4) お買付単位は、販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

### 2 換金（解約）手続等

(1) ご換金のお申込みは、毎営業日＊1受付けます。毎営業日の午後３時＊2までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

＊１ 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

＊２ 販売会社によっては午後３時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。ご換金の単位は、１口単位とします。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。手取額は、当該基準価額から換金にかかる税金を差引いた額となります。

詳しくは、「第１ ファンドの状況 ４ 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(5) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、１顧客１日あたり３億円を超える大口の解約には制限があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

## 7【管理及び運営の概要】

### 1 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

本ファンドの基準価額（１万口当たりで表示されます。）は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス： www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ダライト）。

年１回（３月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

#### (2) 信託期間

原則として無期限。ただし、後記「(4) その他　ａ．信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### (3) 計算期間

原則として、毎年３月26日から翌年３月25日までとします。

#### (4) その他

ａ．信託の終了

本ファンドは以下の場合には、所定の手続き*を経て終了することがあります。

(1) 受益権総口数が、100億口を下回ることとなった場合
(2) 監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき
(3) 委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし他の投資信託委託会社が委託者の業務を引き継ぐときを除きます。）
(4) 受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）
(5) 受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないとき
(6) 委託会社が、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときで、受託銀行と合意する場合

＊ 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る、知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が１ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

ｂ．約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます*。

＊ 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

ｃ．その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社とＧＳＡＭニューヨークの間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

ｄ．反対者の買取請求権

上記ａ．に規定する信託契約の解約または上記ｂ．に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記ａ．または上記ｂ．の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

２ 受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

その場合、収益分配金は、原則として当該計算期間の終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「６ 手続等の概要 ２ 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、販売会社に対する支払いをもって、委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金手続等

前記「６ 手続等の概要 ２ 換金（解約）手続等」をご覧ください。

# 第２【財務ハイライト情報】

・以下の情報は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第４ ファンドの経理状況」の「１ 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
・「第三部 ファンドの詳細情報」の「第４ ファンドの経理状況」の「１ 財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は当有価証券届出書に添付されております。

## １【財務諸表】

### 【ダ・ヴィンチ ライト】

#### （１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第８期<br>(2009年３月25日現在) | 第９期<br>(2010年３月25日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 19,523,932 | 18,368,453 |
| コール・ローン | 370,646,907 | 474,446,725 |
| 特殊債券 | 1,369,952,390 | 1,285,519,562 |
| 親投資信託受益証券 | 184,482,785 | 177,772,978 |
| 派生商品評価勘定 | 47,435,253 | 8,231,145 |
| 未収利息 | 1,215 | 1,387 |
| 前払金 | 1,293 | 3,663 |
| 差入委託証拠金 | 98,787,602 | 43,896,712 |
| 流動資産合計 | 2,090,831,377 | 2,008,240,625 |
| 資産合計 | 2,090,831,377 | 2,008,240,625 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 121,481,332 | 27,240,236 |
| 前受金 | 37,441 | － |
| 未払収益分配金 | 4,471,267 | 3,068,085 |
| 未払解約金 | 387,189 | 663,348 |
| 未払受託者報酬 | 732,221 | 729,073 |
| 未払委託者報酬 | 9,414,218 | 9,373,703 |
| その他未払費用 | 497,855 | 495,705 |
| 流動負債合計 | 137,021,523 | 41,570,150 |
| 負債合計 | 137,021,523 | 41,570,150 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,235,633,665 | 2,045,390,638 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △281,823,811 | △78,720,163 |
| （分配準備積立金） | 241,996,586 | 210,618,928 |
| 元本等合計 | 1,953,809,854 | 1,966,670,475 |
| 純資産合計 | 1,953,809,854 | 1,966,670,475 |
| 負債純資産合計 | 2,090,831,377 | 2,008,240,625 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第８期<br>自 2008年３月26日<br>至 2009年３月25日 | 第９期<br>自 2009年３月26日<br>至 2010年３月25日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 26,471,236 | 2,652,631 |
| 有価証券売買等損益 | △16,082,871 | 30,745,122 |
| 派生商品取引等損益 | △185,760,282 | 189,948,362 |
| 為替差損益 | △35,307,888 | △7,946,810 |
| その他収益 | 756,143 | 740,766 |
| 営業収益合計 | △209,923,662 | 216,140,071 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,601,211 | 1,473,802 |
| 委託者報酬 | 20,586,941 | 18,948,721 |
| その他費用 | 1,599,966 | 1,171,947 |
| 営業費用合計 | 23,788,118 | 21,594,470 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △233,711,780 | 194,545,601 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △233,711,780 | 194,545,601 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △233,711,780 | 194,545,601 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △12,436,689 | 17,302,409 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | △54,945,861 | △281,823,811 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 7,912,639 | 37,284,105 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 7,912,639 | 37,284,105 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 9,044,231 | 8,355,564 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 9,044,231 | 8,355,564 |
| 分配金 | 4,471,267 | 3,068,085 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △281,823,811 | △78,720,163 |

次へ

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 第８期<br>自 2008年３月26日<br>至 2009年３月25日 | 第９期<br>自 2009年３月26日<br>至 2010年３月25日 |
|---|---|---|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 国債証券、特殊債券<br>個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。<br>(2) 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 | (1) 特殊債券<br>同左<br>(2) 親投資信託受益証券<br>同左 |
| ２．デリバティブの評価基準及び評価方法 | (1) 為替予約取引<br>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。<br>(2) 先物取引<br>個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 | (1) 為替予約取引<br>同左<br>(2) 先物取引<br>同左 |
| ３．その他財務諸表作成のための基本となる重要事項 | 外貨建取引等の処理基準<br>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 | 外貨建取引等の処理基準<br>同左 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 第８期<br>（2009年３月25日現在） | 第９期<br>（2010年３月25日現在） |
|---|---|---|
| １．元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 2,436,418,857円 | 2,235,633,665円 |
| 期中追加設定元本額 | 144,373,754円 | 107,986,067円 |
| 期中一部解約元本額 | 345,158,946円 | 298,229,094円 |
| ２．計算期間末日における受益権の総数 | 2,235,633,665口 | 2,045,390,638口 |
| ３．元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は281,823,811円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は78,720,163円であります。 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 区分 | 第８期<br>自 2008年３月26日<br>至 2009年３月25日 | 第９期<br>自 2009年３月26日<br>至 2010年３月25日 |
|---|---|---|
| 分配金の計算過程 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | 6,305,737円 | 3,037,383円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | ―円 | ―円 |
| 収益調整金額 | 73,468,281円 | 78,050,900円 |
| 分配準備積立金額 | 240,162,116円 | 210,649,630円 |
| 本ファンドの分配対象収益額 | 319,936,134円 | 291,737,913円 |
| 本ファンドの期末残存口数 | 2,235,633,665口 | 2,045,390,638口 |
| １口当たり収益分配対象額 | 0.143107円 | 0.142631円 |
| １口当たり分配金額 | 0.0020円 | 0.0015円 |
| 収益分配金金額 | 4,471,267円 | 3,068,085円 |

（注）上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第８期（2009年３月25日現在） | | 第９期（2010年３月25日現在） | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 貸借対照表計上額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 特殊債券 | 1,369,952,390 | 682,799 | 1,285,519,562 | 154,220 |
| 親投資信託受益証券 | 184,482,785 | △15,075,792 | 177,772,978 | 24,376,814 |
| 合計 | 1,554,435,175 | △14,392,993 | 1,463,292,540 | 24,531,034 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

Ⅰ 取引の状況に関する事項

| 第８期<br>自 2008年３月26日<br>至 2009年３月25日 | 第９期<br>自 2009年３月26日<br>至 2010年３月25日 |
|---|---|
| １．取引の内容<br>当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、株式関連および債券関連では先物取引であります。 | １．取引の内容<br>同左 |
| ２．取引に対する取組方針<br>デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 | ２．取引に対する取組方針<br>同左 |
| ３．取引の利用目的<br>デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 | ３．取引の利用目的<br>同左 |
| ４．取引に係るリスクの内容<br>当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、株価、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 | ４．取引に係るリスクの内容<br>同左 |
| ５．取引に係るリスク管理体制<br>デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 | ５．取引に係るリスク管理体制<br>同左 |
| ６．取引の時価等に関する事項についての補足説明<br>取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | ６．取引の時価等に関する事項についての補足説明<br>同左 |

## Ⅱ 取引の時価等に関する事項

### (1) 株式関連

| 区分 | 種類 | 第８期（2009年３月25日現在） | | | | 第９期（2010年３月25日現在） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | | | | | | |
| | 買建 | 476,997,125 | — | 520,637,356 | 43,640,231 | 511,432,421 | — | 517,437,846 | 6,005,425 |
| | 売建 | 2,566,925 | — | 2,711,948 | △145,023 | — | — | — | — |
| 合計 | | 479,564,050 | — | 523,349,304 | 43,495,208 | 511,432,421 | — | 517,437,846 | 6,005,425 |

### (2) 債券関連

| 区分 | 種類 | 第８期（2009年３月25日現在） | | | | 第９期（2010年３月25日現在） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引 | 債券先物取引 | | | | | | | | |
| | 買建 | 424,595,343 | — | 427,174,056 | 2,578,713 | 422,576,443 | — | 423,377,927 | 801,484 |
| 合計 | | 424,595,343 | — | 427,174,056 | 2,578,713 | 422,576,443 | — | 423,377,927 | 801,484 |

### (3) 通貨関連

| 区分 | 種類 | 第８期（2009年３月25日現在） | | | | 第９期（2010年３月25日現在） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | | | | | |
| | 売建 | | | | | | | | |
| | 米ドル | 1,249,500,000 | — | 1,369,620,000 | △120,120,000 | 1,259,384,000 | — | 1,285,200,000 | △25,816,000 |
| 合計 | | 1,249,500,000 | — | 1,369,620,000 | △120,120,000 | 1,259,384,000 | — | 1,285,200,000 | △25,816,000 |

(注) 時価の算定方法

・先物取引

１．先物取引の残高表示は、契約額によっております。

２．計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

**（関連当事者との取引に関する注記）**

**該当事項はありません。**

**（１口当たり情報）**

| 項目 | 第８期<br>（2009年３月25日現在） | 第９期<br>（2010年３月25日現在） |
|---|---|---|
| １口当たり純資産額 | 0.8739円 | 0.9615円 |

**（重要な後発事象に関する注記）**

**該当事項はありません。**

**参考情報**

**本ファンドは、「ＧＳ　ＧＴＡＡ戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。**

**なお、同親投資信託の状況は次の通りです。**

**「ＧＳ　ＧＴＡＡ戦略マザーファンド」の状況**

**なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。**

**（1）貸借対照表**

| 区分 | 注記番号 | （2009年３月25日現在） | （2010年３月25日現在） |
|---|---|---|---|
| | | 金額（円） | 金額（円） |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | 35,339,650 | 32,283,712 |
| コール・ローン | | 894,512,107 | 147,164,975 |
| 特殊債券 | ※１ | 3,248,602,261 | 3,048,517,820 |
| 派生商品評価勘定 | | 656,058,162 | 591,444,478 |
| 未収利息 | | 2,934 | 430 |
| 前払金 | | 39,023 | 37,193 |
| 差入委託証拠金 | | 132,637,040 | 334,390,688 |
| 流動資産合計 | | 4,967,191,177 | 4,153,839,296 |
| 資産合計 | | 4,967,191,177 | 4,153,839,296 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 派生商品評価勘定 | | 1,031,683,203 | 571,526,472 |
| 前受金 | | 68,751 | 1,006,786 |
| 流動負債合計 | | 1,031,751,954 | 572,533,258 |
| 負債合計 | | 1,031,751,954 | 572,533,258 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | | 3,149,971,232 | 2,452,926,081 |
| 剰余金 | | | |
| 期末剰余金 | | 785,467,991 | 1,128,379,957 |
| 剰余金合計 | | 785,467,991 | 1,128,379,957 |
| 元本等合計 | | 3,935,439,223 | 3,581,306,038 |
| 純資産合計 | | 3,935,439,223 | 3,581,306,038 |
| 負債・純資産合計 | | 4,967,191,177 | 4,153,839,296 |

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 区分 | 自 2008年３月26日<br>至 2009年３月25日 | 自 2009年３月26日<br>至 2010年３月25日 |
|---|---|---|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券、特殊債券<br>個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 | 特殊債券<br>同左 |
| ２．デリバティブの評価基準及び評価方法 | (1) 為替予約取引<br>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。<br>(2) 先物取引<br>個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 | (1) 為替予約取引<br>同左<br>(2) 先物取引<br>同左 |
| ３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準<br>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する、円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 | 外貨建取引等の処理基準<br>同左 |

（貸借対照表に関する注記）

| 区分 | （2009年３月25日現在） | （2010年３月25日現在） |
|---|---|---|
| １．元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 6,658,874,371円 | 3,149,971,232円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,084,222,270円 | 342,344,186円 |
| 期中一部解約元本額 | 4,593,125,409円 | 1,039,389,337円 |
| 期末元本額 | 3,149,971,232円 | 2,452,926,081円 |
| 元本の内訳 | | |
| ダ・ヴィンチ ライト | 147,657,104円 | 121,762,314円 |
| ＧＳ ＧＴＡＡ（アグレッシブ Ｌ／Ｓ） | 153,283,695円 | 130,494,380円 |
| グローバル Ｌ／Ｓ Ｍ | 132,499,768円 | 96,638,627円 |
| グローバルＬ／ＳＭ（適格機関投資家用） | 1,530,883,092円 | 1,107,585,189円 |
| ＧＳ ＧＴＬ／Ｓファンド（適格機関投資家用） | 200,388,718円 | 168,675,388円 |
| ゴールドマン・サックス ＧＴＡＡファンド（適格機関投資家専用） | 985,258,855円 | 827,770,183円 |
| ２．差入委託証拠金代用有価証券（※１） | 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下のとおり差入を行なっております。<br>担保資産：特殊債券 金額：1,046,942,766円<br>合計 1,046,942,766円 | 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下のとおり差入を行なっております。<br>担保資産：特殊債券 金額：1,744,633,692円<br>合計 1,744,633,692円 |
| ３．計算期間末日における受益権の総数 | 3,149,971,232口 | 2,452,926,081口 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | （2009年３月25日現在） | | （2010年３月25日現在） | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 貸借対照表計上額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 特殊債券 | 3,248,602,261 | 1,609,898 | 3,048,517,820 | 365,722 |
| 合計 | 3,248,602,261 | 1,609,898 | 3,048,517,820 | 365,722 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

Ⅰ 取引の状況に関する事項

| 自 2008年３月26日<br>至 2009年３月25日 | 自 2009年３月26日<br>至 2010年３月25日 |
|---|---|
| １．取引の内容<br>当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、株式関連及び債券関連では先物取引であります。 | １．取引の内容<br>同左 |
| ２．取引に関する取組方針<br>デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 | ２．取引に関する取組方針<br>同左 |
| ３．取引の利用目的<br>デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で採用しています。 | ３．取引の利用目的<br>同左 |
| ４．取引に係るリスクの内容<br>当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、株価、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 | ４．取引に係るリスクの内容<br>同左 |
| ５．取引に係るリスク管理体制<br>デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 | ５．取引に係るリスク管理体制<br>同左 |
| ６．取引の時価等に関する事項についての補足説明<br>取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | ６．取引の時価等に関する事項についての補足説明<br>同左 |

## Ⅱ 取引の時価等に関する事項

### (1) 株式関連

| 区分 | 種類 | (2009年３月25日現在) | | | | (2010年３月25日現在) | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等(円) | うち１年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) | 契約額等(円) | うち１年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | | | | | | |
| | 買建 | 4,294,420,598 | ― | 4,553,739,923 | 259,319,325 | 16,189,322,488 | ― | 16,440,646,369 | 251,323,881 |
| | 売建 | 3,054,046,536 | ― | 3,342,581,062 | △288,534,526 | 15,698,942,456 | ― | 15,840,411,295 | △141,468,839 |
| 合計 | | 7,348,467,134 | ― | 7,896,320,985 | △29,215,201 | 31,888,264,944 | ― | 32,281,057,664 | 109,855,042 |

### (2) 債券関連

| 区分 | 種類 | (2009年３月25日現在) | | | | (2010年３月25日現在) | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等(円) | うち１年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) | 契約額等(円) | うち１年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
| 市場取引 | 債券先物取引 | | | | | | | | |
| | 買建 | 10,044,079,010 | ― | 10,018,610,059 | △25,468,951 | 16,362,252,489 | ― | 16,365,607,669 | 3,355,180 |
| | 売建 | 4,006,528,649 | ― | 3,957,733,829 | 48,794,820 | 11,007,174,609 | ― | 11,003,235,600 | 3,939,009 |
| 合計 | | 14,050,607,659 | ― | 13,976,343,888 | 23,325,869 | 27,369,427,098 | ― | 27,368,843,269 | 7,294,189 |

（3）通貨関連

| 区分 | 種類 | （2009年３月25日現在） | | | | （2010年３月25日現在） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | | | | | |
| | 買建 | | | | | | | | |
| | 米ドル | 1,247,101,000 | — | 1,260,474,000 | 13,373,000 | 2,359,420,000 | — | 2,441,348,000 | 81,928,000 |
| | ユーロ | 309,112,500 | — | 329,050,000 | 19,937,500 | — | — | — | — |
| | 英ポンド | — | — | — | — | 1,460,156,250 | — | 1,495,046,875 | 34,890,625 |
| | スイスフラン | 94,987,125 | — | 97,458,750 | 2,471,625 | — | — | — | — |
| | スウェーデンクローナ | 131,127,600 | — | 144,360,000 | 13,232,400 | 1,918,285,200 | — | 1,968,720,000 | 50,434,800 |
| | ノルウェークローネ | 84,504,000 | — | 91,440,000 | 6,936,000 | 2,115,260,400 | — | 2,149,880,000 | 34,619,600 |
| | オーストラリアドル | 1,858,807,500 | — | 2,033,700,000 | 174,892,500 | 380,025,600 | — | 398,016,000 | 17,990,400 |
| | ニュージーランドドル | 946,819,470 | — | 1,042,669,000 | 95,849,530 | — | — | — | — |
| | 香港ドル | 7,576,800 | — | 7,578,000 | 1,200 | — | — | — | — |
| | シンガポールドル | 6,475,000 | — | 6,464,000 | △11,000 | 1,106,787,500 | — | 1,142,050,000 | 35,262,500 |
| | 売建 | | | | | | | | |
| | 米ドル | 2,965,750,000 | — | 3,247,656,000 | △281,906,000 | 2,986,539,200 | — | 3,047,760,000 | △61,220,800 |
| | カナダドル | 442,195,390 | — | 453,133,000 | △10,937,610 | 3,050,920,000 | — | 3,196,168,000 | △145,248,000 |
| | ユーロ | 1,495,294,800 | — | 1,592,623,000 | △97,328,200 | 3,327,500,000 | — | 3,365,725,000 | △38,225,000 |
| | 英ポンド | 965,623,956 | — | 996,458,750 | △30,834,794 | — | — | — | — |
| | スイスフラン | 301,843,600 | — | 314,033,750 | △12,190,150 | 817,006,150 | — | 847,077,500 | △30,071,350 |
| | スウェーデンクローナ | 1,196,648,600 | — | 1,364,202,000 | △167,553,400 | — | — | — | — |
| | ノルウェークローネ | 412,281,000 | — | 457,200,000 | △44,919,000 | — | — | — | — |
| | オーストラリアドル | 41,200,200 | — | 40,944,000 | 256,200 | — | — | — | — |
| | ニュージーランドドル | 374,836,000 | — | 420,343,000 | △45,507,000 | 1,490,840,000 | — | 1,568,432,000 | △77,592,000 |
| | シンガポールドル | 259,033,490 | — | 264,532,000 | △5,498,510 | — | — | — | — |
| 合計 | | 13,141,218,031 | — | 14,164,319,250 | △369,735,709 | 21,012,740,300 | — | 21,620,223,375 | △97,231,225 |

（注）時価の算定方法

・先物取引

１．先物取引の残高表示は、契約額によっております。

２．計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

| 区分 | （2009年３月25日現在） | （2010年３月25日現在） |
|---|---|---|
| １口当たり純資産額 | 1.2494円 | 1.4600円 |

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

# 第３【内国投資信託受益証券事務の概要】

ａ 受益権の名義書換え
該当事項はありません。
ｂ 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
ｃ 受益権の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。
ｄ その他
本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

# 第４【ファンドの詳細情報の項目】

第１ ファンドの沿革
第２ 手続等
　１ 申込（販売）手続等
　２ 換金（解約）手続等
第３ 管理及び運営
　１ 資産管理等の概要
　　(1) 資産の評価
　　(2) 保管
　　(3) 信託期間
　　(4) 計算期間
　　(5) その他
　２ 受益者の権利等
第４ ファンドの経理状況
　１ 財務諸表
　２ ファンドの現況
第５ 設定及び解約の実績

# 第三部【ファンドの詳細情報】

## 第１【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2001年３月26日であり、同日より運用を開始しました。
マザーファンドの信託設定日は2001年３月26日であり、同日より運用を開始しました。

## 第２【手続等】

### １【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日＊1受付けます。毎営業日の午後３時＊2までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

＊１ 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受付いたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受付けるものとします。

＊２ 販売会社によっては午後３時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ダライト）。

(4) お買付単位は、販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

### ２【換金（解約）手続等】

(1) ご換金のお申込みは、毎営業日＊1受付けます。毎営業日の午後３時＊2までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

＊１ 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

＊２ 販売会社によっては午後３時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。ご換金の単位は、１口単位とします。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。お手取額は、当該基準価額から換金にかかる税金を差引いた額となります。

詳しくは、「第１ ファンドの状況 ４ 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ダライト）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、１顧客１日あたり３億円を超える大口の解約には制限があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第３ 管理及び運営 １ 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第３ 管理及び運営 １ 資産管理等の概要 (5) その他 a.信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

# 第３【管理及び運営】

## １【資産管理等の概要】

### （１）【資産の評価】

本ファンド１万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の１万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ダライト）。年１回（３月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

### （２）【保管】

該当事項はありません。

### （３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2001年３月26日から開始し、期限はありません。ただし、後記「(5) その他　ａ．信託の終了」の場合には、信託は終了します。

### （４）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年３月26日から翌年３月25日までとすることを原則とします。なお、第１計算期間は2001年３月26日から2002年３月25日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

### （５）【その他】

ａ．信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が100億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記ｂ．に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし、他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記ｂ．に定める手続を準用します。）、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。受託銀行が辞任したときは、委託会社は、新受託者を選任します。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則とし

て、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が１ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

ｂ．約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

ｃ．その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（ＧＳＡＭニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

ｄ．反対者の買取請求権

上記ａ．に規定する信託契約の解約または上記ｂ．に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記ａ．または上記ｂ．の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

ｅ．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｆ．信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備さ

れていること

(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

(a) 信託財産の保存に係る業務

(b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

(c) 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

(d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g．混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g．において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i．有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j．再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## 2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

その場合、収益分配金は、原則として当該計算期間の終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託

銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第２ 手続等 ２ 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、販売会社に対する支払いをもって、委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金手続等

前記「第２ 手続等 ２ 換金（解約）手続等」をご覧ください。

# 第４【ファンドの経理状況】

（1）本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

（2）本ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第８期計算期間（2008年３月26日から2009年３月25日まで）及び第９期計算期間（2009年３月26日から2010年３月25日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## １【財務諸表】
### 【ダ・ヴィンチ ライト】
#### （１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第８期<br>(2009年３月25日現在) | 第９期<br>(2010年３月25日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 19,523,932 | 18,368,453 |
| コール・ローン | 370,646,907 | 474,446,725 |
| 特殊債券 | 1,369,952,390 | 1,285,519,562 |
| 親投資信託受益証券 | 184,482,785 | 177,772,978 |
| 派生商品評価勘定 | 47,435,253 | 8,231,145 |
| 未収利息 | 1,215 | 1,387 |
| 前払金 | 1,293 | 3,663 |
| 差入委託証拠金 | 98,787,602 | 43,896,712 |
| 流動資産合計 | 2,090,831,377 | 2,008,240,625 |
| 資産合計 | 2,090,831,377 | 2,008,240,625 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 121,481,332 | 27,240,236 |
| 前受金 | 37,441 | ― |
| 未払収益分配金 | 4,471,267 | 3,068,085 |
| 未払解約金 | 387,189 | 663,348 |
| 未払受託者報酬 | 732,221 | 729,073 |
| 未払委託者報酬 | 9,414,218 | 9,373,703 |
| その他未払費用 | 497,855 | 495,705 |
| 流動負債合計 | 137,021,523 | 41,570,150 |
| 負債合計 | 137,021,523 | 41,570,150 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,235,633,665 | 2,045,390,638 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △281,823,811 | △78,720,163 |
| （分配準備積立金） | 241,996,586 | 210,618,928 |
| 元本等合計 | 1,953,809,854 | 1,966,670,475 |
| 純資産合計 | 1,953,809,854 | 1,966,670,475 |
| 負債純資産合計 | 2,090,831,377 | 2,008,240,625 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第８期<br>自 2008年３月26日<br>至 2009年３月25日 | 第９期<br>自 2009年３月26日<br>至 2010年３月25日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 26,471,236 | 2,652,631 |
| 有価証券売買等損益 | △16,082,871 | 30,745,122 |
| 派生商品取引等損益 | △185,760,282 | 189,948,362 |
| 為替差損益 | △35,307,888 | △7,946,810 |
| その他収益 | 756,143 | 740,766 |
| 営業収益合計 | △209,923,662 | 216,140,071 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,601,211 | 1,473,802 |
| 委託者報酬 | 20,586,941 | 18,948,721 |
| その他費用 | 1,599,966 | 1,171,947 |
| 営業費用合計 | 23,788,118 | 21,594,470 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △233,711,780 | 194,545,601 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △233,711,780 | 194,545,601 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △233,711,780 | 194,545,601 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △12,436,689 | 17,302,409 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | △54,945,861 | △281,823,811 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 7,912,639 | 37,284,105 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 7,912,639 | 37,284,105 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 9,044,231 | 8,355,564 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 9,044,231 | 8,355,564 |
| 分配金 | 4,471,267 | 3,068,085 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △281,823,811 | △78,720,163 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 第８期<br>自 2008年３月26日<br>至 2009年３月25日 | 第９期<br>自 2009年３月26日<br>至 2010年３月25日 |
|---|---|---|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 国債証券、特殊債券<br>個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。<br>(2) 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 | (1) 特殊債券<br>同左<br>(2) 親投資信託受益証券<br>同左 |
| ２．デリバティブの評価基準及び評価方法 | (1) 為替予約取引<br>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。<br>(2) 先物取引<br>個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 | (1) 為替予約取引<br>同左<br>(2) 先物取引<br>同左 |
| ３．その他財務諸表作成のための基本となる重要事項 | 外貨建取引等の処理基準<br>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 | 外貨建取引等の処理基準<br>同左 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 第８期<br>（2009年３月25日現在） | 第９期<br>（2010年３月25日現在） |
|---|---|---|
| １．元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 2,436,418,857円 | 2,235,633,665円 |
| 期中追加設定元本額 | 144,373,754円 | 107,986,067円 |
| 期中一部解約元本額 | 345,158,946円 | 298,229,094円 |
| ２．計算期間末日における受益権の総数 | 2,235,633,665口 | 2,045,390,638口 |
| ３．元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は281,823,811円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は78,720,163円であります。 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 区分 | 第８期<br>自 2008年３月26日<br>至 2009年３月25日 | 第９期<br>自 2009年３月26日<br>至 2010年３月25日 |
|---|---|---|
| 分配金の計算過程 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | 6,305,737円 | 3,037,383円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | ―円 | ―円 |
| 収益調整金額 | 73,468,281円 | 78,050,900円 |
| 分配準備積立金額 | 240,162,116円 | 210,649,630円 |
| 本ファンドの分配対象収益額 | 319,936,134円 | 291,737,913円 |
| 本ファンドの期末残存口数 | 2,235,633,665口 | 2,045,390,638口 |
| １口当たり収益分配対象額 | 0.143107円 | 0.142631円 |
| １口当たり分配金額 | 0.0020円 | 0.0015円 |
| 収益分配金金額 | 4,471,267円 | 3,068,085円 |

（注）上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第８期（2009年３月25日現在） | | 第９期（2010年３月25日現在） | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 貸借対照表計上額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 特殊債券 | 1,369,952,390 | 682,799 | 1,285,519,562 | 154,220 |
| 親投資信託受益証券 | 184,482,785 | △15,075,792 | 177,772,978 | 24,376,814 |
| 合計 | 1,554,435,175 | △14,392,993 | 1,463,292,540 | 24,531,034 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

Ⅰ 取引の状況に関する事項

| 第８期<br>自 2008年３月26日<br>至 2009年３月25日 | 第９期<br>自 2009年３月26日<br>至 2010年３月25日 |
|---|---|
| １．取引の内容<br>当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、株式関連および債券関連では先物取引であります。 | １．取引の内容<br>同左 |
| ２．取引に対する取組方針<br>デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 | ２．取引に対する取組方針<br>同左 |
| ３．取引の利用目的<br>デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 | ３．取引の利用目的<br>同左 |
| ４．取引に係るリスクの内容<br>当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、株価、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 | ４．取引に係るリスクの内容<br>同左 |
| ５．取引に係るリスク管理体制<br>デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 | ５．取引に係るリスク管理体制<br>同左 |
| ６．取引の時価等に関する事項についての補足説明<br>取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | ６．取引の時価等に関する事項についての補足説明<br>同左 |

## Ⅱ 取引の時価等に関する事項

### (1) 株式関連

| 区分 | 種類 | 第８期（2009年３月25日現在） | | | | 第９期（2010年３月25日現在） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | | | | | | |
| | 買建 | 476,997,125 | — | 520,637,356 | 43,640,231 | 511,432,421 | — | 517,437,846 | 6,005,425 |
| | 売建 | 2,566,925 | — | 2,711,948 | △145,023 | — | — | — | — |
| 合計 | | 479,564,050 | — | 523,349,304 | 43,495,208 | 511,432,421 | — | 517,437,846 | 6,005,425 |

### (2) 債券関連

| 区分 | 種類 | 第８期（2009年３月25日現在） | | | | 第９期（2010年３月25日現在） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引 | 債券先物取引 | | | | | | | | |
| | 買建 | 424,595,343 | — | 427,174,056 | 2,578,713 | 422,576,443 | — | 423,377,927 | 801,484 |
| 合計 | | 424,595,343 | — | 427,174,056 | 2,578,713 | 422,576,443 | — | 423,377,927 | 801,484 |

### (3) 通貨関連

| 区分 | 種類 | 第８期（2009年３月25日現在） | | | | 第９期（2010年３月25日現在） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | | | | | |
| | 売建 | | | | | | | | |
| | 米ドル | 1,249,500,000 | — | 1,369,620,000 | △120,120,000 | 1,259,384,000 | — | 1,285,200,000 | △25,816,000 |
| 合計 | | 1,249,500,000 | — | 1,369,620,000 | △120,120,000 | 1,259,384,000 | — | 1,285,200,000 | △25,816,000 |

(注) 時価の算定方法

・先物取引

１．先物取引の残高表示は、契約額によっております。

２．計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

| 項目 | 第８期<br>（2009年３月25日現在） | 第９期<br>（2010年３月25日現在） |
|---|---|---|
| １口当たり純資産額 | 0.8739円 | 0.9615円 |

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】
① 有価証券明細表
（ア）株式
該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 日本円 | 親投資信託受益証券 | ＧＳ ＧＴＡＡ戦略マザーファンド | 121,762,314 | 177,772,978 | |
| 小計 | | | 121,762,314 | 177,772,978 | |
| 米ドル | 特殊債券 | FNM DISCOUNT NT 0% | 14,000,000.00 | 13,997,382.00 | |
| 小計 | | | 14,000,000.00 | 13,997,382.00 | |
| | | | | (1,285,519,562) | |
| 合計 | | | | 1,463,292,540<br>(1,285,519,562) | |

（注）１．小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
３．外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|---|---|---|---|
| 米ドル | 特殊債券　　１銘柄 | 100.0% | 100.0% |

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「(3) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「Ⅱ 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

**参考情報**

**本ファンドは、「ＧＳ　ＧＴＡＡ戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。**

**なお、同親投資信託の状況は次の通りです。**

**「ＧＳ　ＧＴＡＡ戦略マザーファンド」の状況**

**なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。**

**(1) 貸借対照表**

| 区分 | 注記番号 | （2009年３月25日現在）<br>金額（円） | （2010年３月25日現在）<br>金額（円） |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | 35,339,650 | 32,283,712 |
| コール・ローン | | 894,512,107 | 147,164,975 |
| 特殊債券 | ※１ | 3,248,602,261 | 3,048,517,820 |
| 派生商品評価勘定 | | 656,058,162 | 591,444,478 |
| 未収利息 | | 2,934 | 430 |
| 前払金 | | 39,023 | 37,193 |
| 差入委託証拠金 | | 132,637,040 | 334,390,688 |
| 流動資産合計 | | 4,967,191,177 | 4,153,839,296 |
| 資産合計 | | 4,967,191,177 | 4,153,839,296 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 派生商品評価勘定 | | 1,031,683,203 | 571,526,472 |
| 前受金 | | 68,751 | 1,006,786 |
| 流動負債合計 | | 1,031,751,954 | 572,533,258 |
| 負債合計 | | 1,031,751,954 | 572,533,258 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | | 3,149,971,232 | 2,452,926,081 |
| 剰余金 | | | |
| 期末剰余金 | | 785,467,991 | 1,128,379,957 |
| 剰余金合計 | | 785,467,991 | 1,128,379,957 |
| 元本等合計 | | 3,935,439,223 | 3,581,306,038 |
| 純資産合計 | | 3,935,439,223 | 3,581,306,038 |
| 負債・純資産合計 | | 4,967,191,177 | 4,153,839,296 |

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 区分 | 自 2008年３月26日<br>至 2009年３月25日 | 自 2009年３月26日<br>至 2010年３月25日 |
|---|---|---|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券、特殊債券<br>個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 | 特殊債券<br>同左 |
| ２．デリバティブの評価基準及び評価方法 | (1) 為替予約取引<br>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。<br>(2) 先物取引<br>個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 | (1) 為替予約取引<br>同左<br>(2) 先物取引<br>同左 |
| ３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準<br>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する、円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 | 外貨建取引等の処理基準<br>同左 |

（貸借対照表に関する注記）

| 区分 | （2009年３月25日現在） | （2010年３月25日現在） |
|---|---|---|
| １．元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 6,658,874,371円 | 3,149,971,232円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,084,222,270円 | 342,344,186円 |
| 期中一部解約元本額 | 4,593,125,409円 | 1,039,389,337円 |
| 期末元本額 | 3,149,971,232円 | 2,452,926,081円 |
| 元本の内訳 | | |
| ダ・ヴィンチ ライト | 147,657,104円 | 121,762,314円 |
| ＧＳ ＧＴＡＡ（アグレッシブ Ｌ／Ｓ） | 153,283,695円 | 130,494,380円 |
| グローバル Ｌ／Ｓ Ｍ | 132,499,768円 | 96,638,627円 |
| グローバルＬ／ＳＭ（適格機関投資家用） | 1,530,883,092円 | 1,107,585,189円 |
| ＧＳ ＧＴＬ／Ｓファンド（適格機関投資家用） | 200,388,718円 | 168,675,388円 |
| ゴールドマン・サックス ＧＴＡＡファンド（適格機関投資家専用） | 985,258,855円 | 827,770,183円 |
| ２．差入委託証拠金代用有価証券（※１） | 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下のとおり差入を行なっております。<br>担保資産：特殊債券 金額：1,046,942,766円<br>合計 1,046,942,766円 | 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下のとおり差入を行なっております。<br>担保資産：特殊債券 金額：1,744,633,692円<br>合計 1,744,633,692円 |
| ３．計算期間末日における受益権の総数 | 3,149,971,232口 | 2,452,926,081口 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | （2009年３月25日現在） | | （2010年３月25日現在） | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 貸借対照表計上額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 特殊債券 | 3,248,602,261 | 1,609,898 | 3,048,517,820 | 365,722 |
| 合計 | 3,248,602,261 | 1,609,898 | 3,048,517,820 | 365,722 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

Ⅰ 取引の状況に関する事項

| 自 2008年３月26日<br>至 2009年３月25日 | 自 2009年３月26日<br>至 2010年３月25日 |
|---|---|
| １．取引の内容<br>当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、株式関連及び債券関連では先物取引であります。 | １．取引の内容<br>同左 |
| ２．取引に関する取組方針<br>デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 | ２．取引に関する取組方針<br>同左 |
| ３．取引の利用目的<br>デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で採用しています。 | ３．取引の利用目的<br>同左 |
| ４．取引に係るリスクの内容<br>当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、株価、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 | ４．取引に係るリスクの内容<br>同左 |
| ５．取引に係るリスク管理体制<br>デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 | ５．取引に係るリスク管理体制<br>同左 |
| ６．取引の時価等に関する事項についての補足説明<br>取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | ６．取引の時価等に関する事項についての補足説明<br>同左 |

## Ⅱ 取引の時価等に関する事項

### (1) 株式関連

| 区分 | 種類 | (2009年３月25日現在) | | | | (2010年３月25日現在) | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等(円) | うち１年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) | 契約額等(円) | うち１年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | | | | | | |
| | 買建 | 4,294,420,598 | ― | 4,553,739,923 | 259,319,325 | 16,189,322,488 | ― | 16,440,646,369 | 251,323,881 |
| | 売建 | 3,054,046,536 | ― | 3,342,581,062 | △288,534,526 | 15,698,942,456 | ― | 15,840,411,295 | △141,468,839 |
| 合計 | | 7,348,467,134 | ― | 7,896,320,985 | △29,215,201 | 31,888,264,944 | ― | 32,281,057,664 | 109,855,042 |

### (2) 債券関連

| 区分 | 種類 | (2009年３月25日現在) | | | | (2010年３月25日現在) | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等(円) | うち１年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) | 契約額等(円) | うち１年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
| 市場取引 | 債券先物取引 | | | | | | | | |
| | 買建 | 10,044,079,010 | ― | 10,018,610,059 | △25,468,951 | 16,362,252,489 | ― | 16,365,607,669 | 3,355,180 |
| | 売建 | 4,006,528,649 | ― | 3,957,733,829 | 48,794,820 | 11,007,174,609 | ― | 11,003,235,600 | 3,939,009 |
| 合計 | | 14,050,607,659 | ― | 13,976,343,888 | 23,325,869 | 27,369,427,098 | ― | 27,368,843,269 | 7,294,189 |

（3）通貨関連

| 区分 | 種類 | （2009年３月25日現在） | | | | （2010年３月25日現在） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | | | | | |
| | 買建 | | | | | | | | |
| | 米ドル | 1,247,101,000 | — | 1,260,474,000 | 13,373,000 | 2,359,420,000 | — | 2,441,348,000 | 81,928,000 |
| | ユーロ | 309,112,500 | — | 329,050,000 | 19,937,500 | — | — | — | — |
| | 英ポンド | — | — | — | — | 1,460,156,250 | — | 1,495,046,875 | 34,890,625 |
| | スイスフラン | 94,987,125 | — | 97,458,750 | 2,471,625 | — | — | — | — |
| | スウェーデンクローナ | 131,127,600 | — | 144,360,000 | 13,232,400 | 1,918,285,200 | — | 1,968,720,000 | 50,434,800 |
| | ノルウェークローネ | 84,504,000 | — | 91,440,000 | 6,936,000 | 2,115,260,400 | — | 2,149,880,000 | 34,619,600 |
| | オーストラリアドル | 1,858,807,500 | — | 2,033,700,000 | 174,892,500 | 380,025,600 | — | 398,016,000 | 17,990,400 |
| | ニュージーランドドル | 946,819,470 | — | 1,042,669,000 | 95,849,530 | — | — | — | — |
| | 香港ドル | 7,576,800 | — | 7,578,000 | 1,200 | — | — | — | — |
| | シンガポールドル | 6,475,000 | — | 6,464,000 | △11,000 | 1,106,787,500 | — | 1,142,050,000 | 35,262,500 |
| | 売建 | | | | | | | | |
| | 米ドル | 2,965,750,000 | — | 3,247,656,000 | △281,906,000 | 2,986,539,200 | — | 3,047,760,000 | △61,220,800 |
| | カナダドル | 442,195,390 | — | 453,133,000 | △10,937,610 | 3,050,920,000 | — | 3,196,168,000 | △145,248,000 |
| | ユーロ | 1,495,294,800 | — | 1,592,623,000 | △97,328,200 | 3,327,500,000 | — | 3,365,725,000 | △38,225,000 |
| | 英ポンド | 965,623,956 | — | 996,458,750 | △30,834,794 | — | — | — | — |
| | スイスフラン | 301,843,600 | — | 314,033,750 | △12,190,150 | 817,006,150 | — | 847,077,500 | △30,071,350 |
| | スウェーデンクローナ | 1,196,648,600 | — | 1,364,202,000 | △167,553,400 | — | — | — | — |
| | ノルウェークローネ | 412,281,000 | — | 457,200,000 | △44,919,000 | — | — | — | — |
| | オーストラリアドル | 41,200,200 | — | 40,944,000 | 256,200 | — | — | — | — |
| | ニュージーランドドル | 374,836,000 | — | 420,343,000 | △45,507,000 | 1,490,840,000 | — | 1,568,432,000 | △77,592,000 |
| | シンガポールドル | 259,033,490 | — | 264,532,000 | △5,498,510 | — | — | — | — |
| 合計 | | 13,141,218,031 | — | 14,164,319,250 | △369,735,709 | 21,012,740,300 | — | 21,620,223,375 | △97,231,225 |

（注）時価の算定方法

・先物取引

１．先物取引の残高表示は、契約額によっております。

２．計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

| 区分 | （2009年３月25日現在） | （2010年３月25日現在） |
|---|---|---|
| １口当たり純資産額 | 1.2494円 | 1.4600円 |

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 米ドル | 特殊債券 | FHLB DISC CORP 0% | 33,200,000.00 | 33,193,791.60 | ＊ |
| 小計 | | | | 33,193,791.60 | |
| | | | | (3,048,517,820) | |
| 合計 | | | | 33,193,791.60<br>(3,048,517,820) | |

(注) 1．小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3．外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|---|---|---|---|
| 米ドル | 特殊債券　　1銘柄 | 100.0% | 100.0% |

4．＊先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券の差入を行っております。

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 券面総額 |
|---|---|---|---|
| 米ドル | 特殊債券 | FHLB DISC CORP 0% | 19,000,000.00 |

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

## ２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2010年３月31日現在）

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額 | 2,019,061,917円 |
| Ⅱ 負債総額 | 46,682,957円 |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 1,972,378,960円 |
| Ⅳ 発行済口数 | 2,047,884,145口 |
| Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 0.9631円 |

参考情報

＜ＧＳ ＧＴＡＡ戦略マザーファンド＞

純資産額計算書

（2010年３月31日現在）

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額 | 4,482,399,866円 |
| Ⅱ 負債総額 | 913,426,985円 |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 3,568,972,881円 |
| Ⅳ 発行済口数 | 2,449,522,405口 |
| Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.4570円 |

## 第５【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

| 期 | 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|---|---|---|---|---|
| 第１期 | 自 2001年３月26日<br>至 2002年３月25日 | 18,894,811,658<br>(0) | 6,353,550,961<br>(0) | 12,541,260,697<br>(0) |
| 第２期 | 自 2002年３月26日<br>至 2003年３月25日 | 1,727,394,909<br>(0) | 3,059,134,334<br>(0) | 11,209,521,272<br>(0) |
| 第３期 | 自 2003年３月26日<br>至 2004年３月25日 | 599,502,169<br>(0) | 5,719,684,452<br>(0) | 6,089,338,989<br>(0) |
| 第４期 | 自 2004年３月26日<br>至 2005年３月25日 | 448,346,586<br>(0) | 1,888,496,571<br>(0) | 4,649,189,004<br>(0) |
| 第５期 | 自 2005年３月26日<br>至 2006年３月27日 | 465,798,639<br>(0) | 1,607,813,845<br>(0) | 3,507,173,798<br>(0) |
| 第６期 | 自 2006年３月28日<br>至 2007年３月26日 | 289,542,538<br>(0) | 922,497,726<br>(0) | 2,874,218,610<br>(0) |
| 第７期 | 自 2007年３月27日<br>至 2008年３月25日 | 170,020,234<br>(0) | 607,819,987<br>(0) | 2,436,418,857<br>(0) |
| 第８期 | 自 2008年３月26日<br>至 2009年３月25日 | 144,373,754<br>(0) | 345,158,946<br>(0) | 2,235,633,665<br>(0) |
| 第９期 | 自 2009年３月26日<br>至 2010年３月25日 | 107,986,067<br>(0) | 298,229,094<br>(0) | 2,045,390,638<br>(0) |

（注１）（ ）内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。
（注２）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

# 第四部【特別情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額：金４億9,000万円

② 発行する株式の総数：8,000株

③ 発行済株式の総数：6,400株

④ 最近５年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。

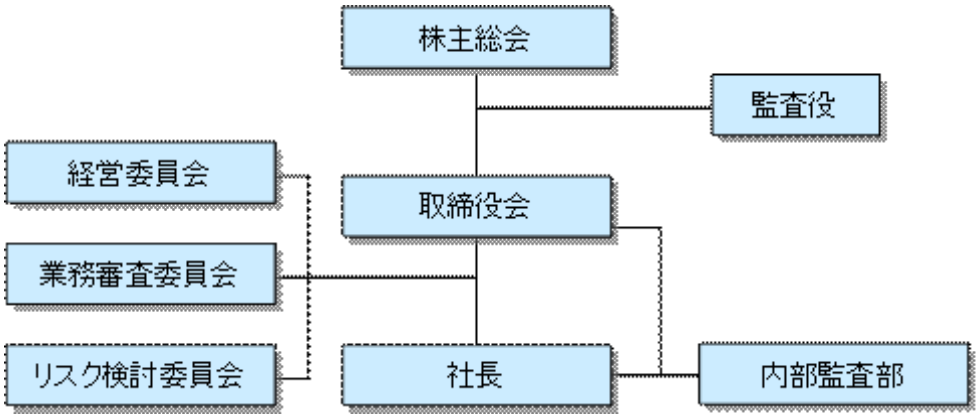


経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として業務審査委員会をおきます。業務審査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。リスク検討委員会は、運用管理に関する重要事項およびこれらについての基本方針の策定ならびに運用に関する評価を行います。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。

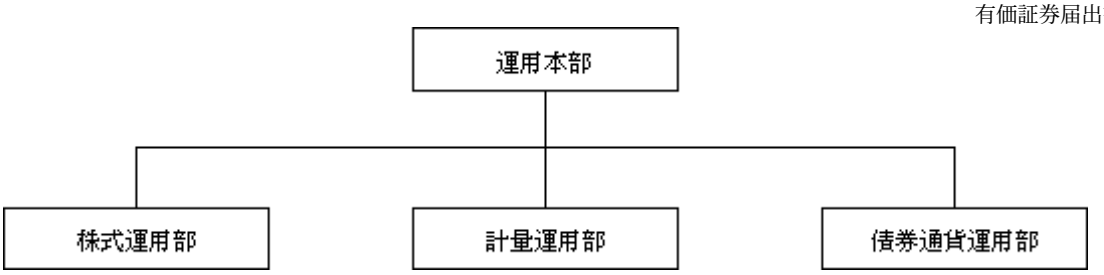


投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2010年４月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

| 種類 | 本数 | 純資産総額（円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 100 | 1,622,948,018,830 |
| 合計 | 100 | 1,622,948,018,830 |

## ３【委託会社等の経理状況】

### １．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

### ２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）及び第14期事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第15期事業年度の中間会計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

| 期別 | | 第13期<br>（平成20年３月31日現在） | | | 第14期<br>（平成21年３月31日現在） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | | | | | |
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| | | 千円 | 千円 | % | 千円 | 千円 | % |
| 流動資産 | | | | | | | |
| 現金・預金 | | | 20,633,688 | | | 10,011,133 | |
| 有価証券 | | | － | | | 5,000,000 | |
| 支払委託金 | | | 26 | | | 25 | |
| 収益分配金 | | 26 | | | 25 | | |
| 前払費用 | | | 61,332 | | | 63,907 | |
| 前払金 | | | － | | | 178,141 | |
| 未収委託者報酬 | | | 1,954,533 | | | 1,238,764 | |
| 未収運用受託報酬 | | | 1,158,119 | | | 602,757 | |
| 未収収益 | ＊１ | | 302,947 | | | 90,537 | |
| 未収還付法人税等 | | | － | | | 1,166,190 | |
| 未収消費税等 | | | － | | | 144,192 | |
| 立替金 | ＊１ | | 238,533 | | | 177,919 | |
| 預け金 | | | 823,248 | | | － | |
| 繰延税金資産 | | | 704,568 | | | 209,183 | |
| 流動資産計 | | | 25,876,998 | 84.4 | | 18,882,753 | 87.7 |
| 固定資産 | | | | | | | |
| 無形固定資産 | | | 250,829 | | | 191,869 | |
| ソフトウェア | | 250,134 | | | 191,175 | | |
| その他の無形固定資産 | | 694 | | | 694 | | |
| 投資その他の資産 | | | 4,533,977 | | | 2,445,678 | |
| 投資有価証券 | | 2,597,580 | | | 1,184,859 | | |
| 長期差入保証金 | | 25,000 | | | － | | |
| 繰延税金資産 | | 1,835,253 | | | 1,254,574 | | |
| その他の投資等 | | 76,144 | | | 6,245 | | |
| 固定資産計 | | | 4,784,806 | 15.6 | | 2,637,548 | 12.3 |
| 資産合計 | | | 30,661,805 | 100.0 | | 21,520,301 | 100.0 |

| 期別 | | 第13期<br>（平成20年３月31日現在） | | | 第14期<br>（平成21年３月31日現在） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 負債の部 | | | | | | | |
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| | | 千円 | 千円 | % | 千円 | 千円 | % |
| **流動負債** | | | | | | | |
| 預り金 | | | 4,267 | | | 2,843 | |
| 未払金 | | | 750,440 | | | 480,304 | |
| 未払収益分配金 | | 47 | | | 73 | | |
| 未払償還金 | | 72 | | | 72 | | |
| 未払手数料 | | 749,178 | | | 480,159 | | |
| その他未払金 | | 1,141 | | | ― | | |
| 未払費用 | ＊１ | | 4,190,487 | | | 1,526,624 | |
| 前受収益 | | | ― | | | 958 | |
| 役員賞与引当金 | | | 27,830 | | | 15,617 | |
| 未払法人税等 | | | 1,756,244 | | | ― | |
| 未払消費税等 | | | 85,903 | | | ― | |
| 流動負債計 | | | 6,815,172 | 22.2 | | 2,026,349 | 9.4 |
| **固定負債** | | | | | | | |
| 長期未払費用 | ＊１ | | 3,872,907 | | | 2,269,841 | |
| 長期借入金 | ＊１ | | 5,000,000 | | | ― | |
| 役員退職慰労引当金 | | | 900,990 | | | 774,132 | |
| その他固定負債 | | | 650 | | | 650 | |
| 固定負債計 | | | 9,774,548 | 31.9 | | 3,044,624 | 14.2 |
| **特別法上の準備金** | | | | | | | |
| 金融商品取引責任準備金 | | | ― | | | 0 | |
| 特別法上の準備金計 | | | ― | | | 0 | 0.0 |
| 負債合計 | | | 16,589,721 | 54.1 | | 5,070,974 | 23.6 |

| 期別 | | 第13期<br>（平成20年３月31日現在） | | | 第14期<br>（平成21年３月31日現在） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 純資産の部 | | | | | | | |
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| | | 千円 | 千円 | % | 千円 | 千円 | % |
| **株主資本** | | | | | | | |
| 資本金 | | | 490,000 | | | 490,000 | |
| 資本剰余金 | | | 390,000 | | | 390,000 | |
| 資本準備金 | | 390,000 | | | 390,000 | | |
| 利益剰余金 | | | 13,246,898 | | | 15,550,494 | |
| その他利益剰余金 | | 13,246,898 | | | 15,550,494 | | |
| 繰越利益剰余金 | | 13,246,898 | | | 15,550,494 | | |
| 株主資本合計 | | | 14,126,898 | 46.1 | | 16,430,494 | 76.3 |
| **評価・換算差額等** | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | △54,814 | | | 18,832 | | |
| 評価・換算差額等合計 | | | △54,814 | △0.2 | | 18,832 | 0.1 |
| 純資産合計 | | | 14,072,083 | 45.9 | | 16,449,327 | 76.4 |
| 負債・純資産合計 | | | 30,661,805 | 100.0 | | 21,520,301 | 100.0 |

（２）【損益計算書】

| 期別 | | | | 第13期<br>自 平成19年４月１日<br>至 平成20年３月31日 | | | 第14期<br>自 平成20年４月１日<br>至 平成21年３月31日 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | | | 注記番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| 経常損益の部 | 営業損益の部 | 営業収益 | | 千円 | 千円 | % | 千円 | 千円 | % |
| | | 委託者報酬 | | | 19,434,127 | | | 13,274,586 | |
| | | 運用受託報酬 | ＊２ | | 5,956,464 | | | 4,433,223 | |
| | | その他営業収益 | ＊２ | | 1,738,458 | | | 1,221,154 | |
| | | 営業収益計 | | | 27,129,050 | 100.0 | | 18,928,964 | 100.0 |
| | | 営業費用 | | | | | | | |
| | | 支払手数料 | | | 8,188,620 | | | 6,269,299 | |
| | | 広告宣伝費 | | | 385,347 | | | 201,682 | |
| | | 調査費 | | | 1,697,104 | | | 1,550,486 | |
| | | 調査費 | | 124 | | | 1 | | |
| | | 委託調査費 | ＊２ | 1,696,980 | | | 1,550,484 | | |
| | | 委託計算費 | | | 318,677 | | | 262,581 | |
| | | 営業雑経費 | | | 805,905 | | | 667,778 | |
| | | 通信費 | | 299,260 | | | 264,744 | | |
| | | 印刷費 | | 475,240 | | | 368,837 | | |
| | | 協会費 | | 31,404 | | | 34,196 | | |
| | | 営業費用計 | | | 11,395,655 | 42.0 | | 8,951,829 | 47.3 |
| | | 一般管理費 | | | | | | | |
| | | 給料 | | | 6,869,229 | | | 4,654,254 | |
| | | 役員報酬 | | 435,616 | | | 18,004 | | |
| | | 給料・手当 | | 2,763,612 | | | 2,666,694 | | |
| | | 賞与 | | 1,916,804 | | | 317,205 | | |
| | | 株式従業員報酬 | ＊1,2 | 527,516 | | | 334,490 | | |
| | | その他の報酬 | | 1,225,680 | | | 1,317,859 | | |
| | | 交際費 | | | 55,152 | | | 34,974 | |
| | | 寄付金 | | | 4,959 | | | 21,140 | |
| | | 旅費交通費 | | | 287,861 | | | 175,670 | |
| | | 租税公課 | | | 88,876 | | | 37,041 | |
| | | 不動産賃借料 | | | 474,054 | | | 476,823 | |
| | | 退職給付費用 | | | 1,370,867 | | | 107,546 | |
| | | 役員退職慰労引当金繰入額 | | | 226,617 | | | — | |
| | | 役員賞与引当金繰入額 | | | 53,415 | | | — | |
| | | 固定資産減価償却費 | | | 48,314 | | | 58,959 | |
| | | 事務委託費 | | | 474,596 | | | 379,680 | |
| | | 諸経費 | | | 795,655 | | | 570,468 | |
| | | 一般管理費計 | | | 10,749,601 | 39.6 | | 6,516,558 | 34.4 |
| | 営業利益 | | | | 4,983,793 | 18.4 | | 3,460,576 | 18.3 |

| 期別 | | | | 第13期<br>自 平成19年４月１日<br>至 平成20年３月31日 | | | 第14期<br>自 平成20年４月１日<br>至 平成21年３月31日 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | | | 注記番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| 経常損益の部 | 営業外損益の部 | 営業外収益 | | | | | | | |
| | | 有価証券分配金 | | | 78,024 | | | — | |
| | | 受取利息 | | | 43,754 | | | 74,722 | |
| | | 有価証券売却益 | | | 21 | | | — | |
| | | 株式従業員報酬 | ＊1,2 | | 464,384 | | | 758,109 | |
| | | 役員退職慰労引当金戻入益 | | | — | | | 107,770 | |
| | | 役員賞与引当金戻入益 | | | — | | | 630 | |
| | | 雑益 | | | 648 | | | 100 | |
| | | 営業外収益計 | | | 586,832 | 2.2 | | 941,333 | 5.0 |
| | | 営業外費用 | | | | | | | |
| | | 支払利息 | ＊２ | | 18,533 | | | 35,664 | |
| | | 為替差損 | | | 119,113 | | | 85,114 | |
| | | 投資有価証券売却損 | | | — | | | 406,355 | |
| | | 雑損 | | | — | | | 2 | |
| | | 営業外費用計 | | | 137,646 | 0.5 | | 527,136 | 2.8 |
| 経常利益 | | | | | 5,432,980 | 20.0 | | 3,874,773 | 20.5 |

| 期別 | | | 第13期<br>自 平成19年４月１日<br>至 平成20年３月31日 | | | 第14期<br>自 平成20年４月１日<br>至 平成21年３月31日 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | | 注記番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| 特別損益の部 | 特別利益 | | | | | | | |
| | 特別利益計 | | | － | 0.0 | | － | 0.0 |
| | 特別損失 | | | | | | | |
| | 投資有価証券評価減 | | | － | | | 189,050 | |
| | 金融商品取引責任準備金繰入額 | | | － | | | 0 | |
| | 特別損失計 | | | － | 0.0 | | 189,051 | 1.0 |
| 税引前当期純利益 | | | | 5,432,980 | 20.0 | | 3,685,721 | 19.5 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | | 3,074,404 | 11.3 | | 356,586 | 1.9 |
| 法人税等調整額 | | | | △833,483 | △3.1 | | 1,025,538 | 5.4 |
| 当期純利益 | | | | 3,192,059 | 11.8 | | 2,303,596 | 12.2 |

（３）【株主資本等変動計算書】

第13期
（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 平成19年３月31日残高 | 490,000 | 390,000 | 390,000 | 10,054,838 | 10,054,838 | 10,934,838 | 403 | 403 | 10,935,242 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 3,192,059 | 3,192,059 | 3,192,059 | | | 3,192,059 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | － | △55,217 | △55,217 | △55,217 |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | 3,192,059 | 3,192,059 | 3,192,059 | △55,217 | △55,217 | 3,136,841 |
| 平成20年３月31日残高 | 490,000 | 390,000 | 390,000 | 13,246,898 | 13,246,898 | 14,126,898 | △54,814 | △54,814 | 14,072,083 |

第14期
（自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 平成20年３月31日残高 | 490,000 | 390,000 | 390,000 | 13,246,898 | 13,246,898 | 14,126,898 | △54,814 | △54,814 | 14,072,083 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 2,303,596 | 2,303,596 | 2,303,596 | | | 2,303,596 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | － | 73,646 | 73,646 | 73,646 |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | 2,303,596 | 2,303,596 | 2,303,596 | 73,646 | 73,646 | 2,377,243 |
| 平成21年３月31日残高 | 490,000 | 390,000 | 390,000 | 15,550,494 | 15,550,494 | 16,430,494 | 18,832 | 18,832 | 16,449,327 |

重要な会計方針

| 区分 | 第13期<br>（自 平成19年４月１日<br>至 平成20年３月31日） | 第14期<br>（自 平成20年４月１日<br>至 平成21年３月31日） |
|---|---|---|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | その他有価証券<br>時価のあるもの<br>時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。<br>時価のないもの<br>移動平均法による原価法によっております。 | その他有価証券<br>同左 |
| ２．固定資産の減価償却の方法 | 無形固定資産<br>定額法により償却しております。<br>なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。 | 無形固定資産<br>同左 |
| ３．引当金の計上基準 | (1) 役員賞与引当金<br>役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。<br>(2) 役員退職慰労引当金<br>役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。<br>(3) 貸倒引当金<br>貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 | (1) 役員賞与引当金<br>同左<br>(2) 役員退職慰労引当金<br>同左<br>(3) 貸倒引当金<br>同左<br>(4) 金融商品取引責任準備金<br>金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項に基づく責任準備金を計上しております。 |

| 区分 | 第13期<br>（自 平成19年４月１日<br>至 平成20年３月31日） | 第14期<br>（自 平成20年４月１日<br>至 平成21年３月31日） |
|---|---|---|
| ４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | (1) 株式従業員報酬の会計処理方法<br>役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第８号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。<br>(2) 消費税等の会計処理<br>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 | (1) 株式従業員報酬の会計処理方法<br>同左<br><br>(2) 消費税等の会計処理<br>同左 |

**会計方針の変更**

| 区分 | 第13期<br>（自 平成19年４月１日<br>至 平成20年３月31日） | 第14期<br>（自 平成20年４月１日<br>至 平成21年３月31日） |
|---|---|---|
| 貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更 | 関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。 | ―――― |
| 貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更 | 運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。 | ―――― |
| 損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更 | 運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。 | ―――― |
| 損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更 | 国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。 | ―――― |
| 損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更 | 関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。 | ―――― |

注記事項

（貸借対照表関係）

| 第13期<br>（平成20年３月31日現在） | 第14期<br>（平成21年３月31日現在） |
|---|---|
| ＊１　関係会社項目<br>関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。<br><br>流動資産<br>未収収益　384,791千円<br>立替金　55,413千円<br>流動負債<br>未払費用　123,493千円<br>固定負債<br>長期借入金　5,000,000千円<br>長期未払費用　426,847千円 | ＊１　関係会社項目<br>同左<br><br>流動資産<br>未収収益　98,024千円<br>立替金　77,798千円<br>流動負債<br>未払費用　217,717千円<br>固定負債<br>長期未払費用　86,468千円 |

（損益計算書関係）

| 第13期<br>（自 平成19年４月１日<br>至 平成20年３月31日） | 第14期<br>（自 平成20年４月１日<br>至 平成21年３月31日） |
|---|---|
| ＊１ 株式従業員報酬<br>役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 | ＊１ 株式従業員報酬<br>同左 |
| ＊２ 関係会社項目<br>関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 | ＊２ 関係会社項目<br>同左 |
| 営業収益<br>運用受託報酬 1,235,724千円<br>その他営業収益 1,738,458千円<br>営業費用<br>委託調査費 1,666,202千円<br>株式従業員報酬 114,904千円<br>営業外収益<br>株式従業員報酬 270,489千円<br>営業外費用<br>支払利息 18,533千円 | 営業収益<br>運用受託報酬 1,147,752千円<br>その他営業収益 1,221,154千円<br>営業費用<br>委託調査費 1,550,484千円<br>株式従業員報酬 10,698千円<br>営業外収益<br>株式従業員報酬 221,263千円<br>営業外費用<br>支払利息 35,664千円 |

（株主資本等変動計算書関係）

第13期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

１ 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 6,400 | － | － | 6,400 |

第14期（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

１ 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 6,400 | － | － | 6,400 |

（退職給付関係）

| 第13期<br>（自 平成19年４月１日<br>至 平成20年３月31日） | 第14期<br>（自 平成20年４月１日<br>至 平成21年３月31日） |
|---|---|
| １ 採用している退職給付制度の概要<br>当社は、退職給付制度を採用しておりません。 | １ 採用している退職給付制度の概要<br>同左 |
| ２ 退職給付費用に関する事項<br>損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。 | ２ 退職給付費用に関する事項<br>同左 |

（リース取引関係）

| 第13期<br>（自 平成19年４月１日<br>至 平成20年３月31日） | 第14期<br>（自 平成20年４月１日<br>至 平成21年３月31日） |
|---|---|
| 注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

（有価証券関係）

**第13期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）**

１．その他有価証券で時価のあるもの

| 区分 | 種類 | 取得原価（千円） | 貸借対照表計上額（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 投資信託受益証券 | 2,690,000 | 2,597,580 | △92,420 |

**第14期（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）**

１．その他有価証券で時価のあるもの

| 区分 | 種類 | 取得原価（千円） | 貸借対照表計上額（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 投資信託受益証券 | 1,008,026 | 1,039,779 | 31,752 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 投資信託受益証券 | 145,079 | 145,079 | － |
| 合計 | | 1,153,105 | 1,184,859 | 31,752 |

（注）当事業年度において、投資有価証券について、189,050千円減損処理を行っております。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

| 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|---|---|---|
| 1,942,487 | 10,044 | 416,399 |

３．時価評価されていない主な有価証券の内容

| | 貸借対照表計上額（千円） |
|---|---|
| その他有価証券 | |
| コマーシャル・ペーパー | 5,000,000 |

４．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

| | １年以内（千円） | １年超５年以内（千円） | ５年超10年以内（千円） | 10年超（千円） |
|---|---|---|---|---|
| コマーシャル・ペーパー | 5,000,000 | － | － | － |

（デリバティブ取引関係）

| 第13期<br>（自 平成19年４月１日<br>至 平成20年３月31日） | 第14期<br>（自 平成20年４月１日<br>至 平成21年３月31日） |
|---|---|
| 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。 | 同左 |

（税効果会計関係）

| 第13期<br>（自 平成19年４月１日<br>至 平成20年３月31日） | 第14期<br>（自 平成20年４月１日<br>至 平成21年３月31日） |
|---|---|
| １ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳<br><br>繰延税金資産<br>未払費用 505,417千円<br>未払事業税 121,258<br>その他 77,892<br>小計 704,568<br><br>長期未払費用 1,459,399<br>役員退職慰労引当金 289,736<br>その他 86,117<br>小計 1,835,253<br>2,539,821千円 | １ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳<br><br>繰延税金資産（流動資産）<br>未払費用 240,294千円<br>その他 50,980<br>小計 291,274<br>繰延税金負債（流動負債）<br>未収事業税 △82,091<br>小計 △82,091<br>繰延税金資産の純額 209,183<br><br>繰延税金資産（固定資産）<br>長期未払費用 827,893<br>役員退職慰労引当金 315,022<br>投資有価証券評価減 76,931<br>その他 47,648<br>小計 1,267,494<br>繰延税金負債（固定負債）<br>その他有価証券評価差額金 △12,920<br>小計 △12,920<br>繰延税金資産の純額 1,254,574<br>1,463,757千円 |
| ２ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳<br>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。 | ２ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳<br><br>法定実効税率 40.69 %<br>（調整）<br>役員賞与等永久に損金に算入されない項目 △3.12<br>その他 △0.06<br>税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.49 % |
| ３ 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正<br>該当事項はありません。 | ３ 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正<br>該当事項はありません。 |
| ４ 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響<br>平成20年４月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。 | ４ 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響<br>該当事項はありません。 |

（関連当事者との取引）

第13期
（自 平成19年４月１日
至 平成20年３月31日）

親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク | アメリカ合衆国ニューヨーク市 | 12,408百万ドル | 持株会社 | 被所有<br>直接 1%<br>間接 99% | ― | 株式従業員報酬の配賦<br>資金の援助 | 営業費用及び一般管理費（注１）<br>株式従業員報酬（注１）<br>資金の借入（注２）<br>利息の支払（注２） | 114,904<br>270,489<br>5,000,000<br>18,533 | 未払費用<br>長期借入金<br>長期未払費用 | 123,493<br>5,000,000<br>426,847 |
| 親会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー | アメリカ合衆国ニューヨーク市 | 270百万ドル | 投資顧問業 | 被所有<br>直接 99% | ― | 投資助言 | 運用受託報酬（注３）<br>その他営業収益（注３）<br>委託調査費の支払（注３） | 1,235,724<br>1,738,458<br>1,666,202 | 未収収益 | 384,791 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注２）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間２年としております。
なお担保は差し入れておりません。

（注３）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第13期
（自 平成19年４月１日
至 平成20年３月31日）

兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス証券株式会社 | 東京都港区 | 83,616百万円 | 金融商品取引業 | － | － | 業務委託 | 支払手数料<br>兼務従業員の人件費等の支払（注１） | 496,038<br>1,121,058 | 未払手数料<br>未払費用 | 47,322<br>112,477 |
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社 | 東京都港区 | 100,000千円 | ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託 | － | － | 従業員出向受入等 | 出向者に関する人件費等の負担金（注２）<br>営業費用及び一般管理費<br>株式従業員報酬 | 7,250,898<br>170,066 | 未払費用<br>長期未払費用 | 2,991,784<br>3,342,911 |
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー | アメリカ合衆国ニューヨーク市 | 6,247百万ドル | 証券業 | － | － | 現金の預託 | 受取利息 | 23 | 預け金 | 823,248 |
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・Ⅱリミテッド | ケイマン諸島 | 25百万ドル | ゴールドマン・サックス・グループ人事業務受託 | － | － | 従業員出向受入 | 出向者に関する人件費等の負担金（注２）<br>営業費用及び一般管理費<br>株式従業員報酬 | 548,135<br>20,069 | 未払費用 | 375,438 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注２）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下ＧＳＪＨ）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービスⅡ・リミテッド（以下ＧＳ２Ｌ）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はＧＳＪＨ、ＧＳ２Ｌより行われております。
但し、これらの費用はＧＳＪＨ、ＧＳ２Ｌより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはＧＳＪＨ、ＧＳ２Ｌに対する債務として処理しております。

第14期
（自 平成20年４月１日
至 平成21年３月31日）

親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク | アメリカ合衆国ニューヨーク市 | 25,762百万ドル | 持株会社 | 被所有<br>直接 1%<br>間接 99% | ― | 株式従業員報酬の配賦<br>資金の援助 | 営業費用及び一般管理費（注１）<br>株式従業員報酬（注１）<br>資金の借入の償還（注２）<br>利息の支払（注２） | 10,698<br>221,263<br>5,000,000<br>35,664 | 未払費用<br>長期未払費用<br>立替金 | 217,717<br>86,468<br>77,798 |
| 親会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー | アメリカ合衆国ニューヨーク市 | 255百万ドル | 投資顧問業 | 被所有<br>直接 99% | ― | 投資助言 | 運用受託報酬（注３）<br>その他営業収益（注３）<br>委託調査費の支払（注３） | 1,147,752<br>1,221,154<br>1,550,484 | 未収収益 | 98,024 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注２）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間２年としておりましたが、2009年１月に期限前返済を行いました。
なお担保は差し入れておりませんでした。

（注３）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第14期
（自 平成20年４月１日
至 平成21年３月31日）

兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス証券株式会社 | 東京都港区 | 83,616百万円 | 金融商品取引業 | － | － | 業務委託<br>有価証券の購入 | 支払手数料<br>兼務従業員の人件費等の支払（注１）<br>受取利息 | 282,509<br>1,201,322<br>32,240 | 未払手数料<br>未払費用<br>有価証券<br>前受収益 | 28,275<br>73,184<br>5,000,000<br>958 |
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社 | 東京都港区 | 100,000千円 | ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託 | － | － | 従業員出向受入等 | 出向者に関する人件費等の負担金（注２）<br>営業費用及び一般管理費<br>株式従業員報酬 | 5,125,065<br>492,472 | 未払費用<br>長期未払費用 | 379,583<br>2,351,758 |
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス・バンク・ＵＳＡ | アメリカ合衆国ユタ州 | 2百万ドル | 銀行業 | － | － | 現金の預入 | 受取利息 | 41,779 | 現金・預金<br>未収収益 | 513,452<br>305 |
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・Ⅱリミテッド | ケイマン諸島 | 10百万ドル | ゴールドマン・サックス・グループ人事業務受託 | － | － | 従業員出向受入 | 出向者に関する人件費等の負担金（注２）<br>営業費用及び一般管理費<br>株式従業員報酬 | △83,053<br>42,982 | 未払費用<br>長期未払費用 | 239,372<br>32,982 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注２）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下ＧＳＪＨ）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービスⅡ・リミテッド（以下ＧＳ２Ｌ）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はＧＳＪＨ、ＧＳ２Ｌより行われております。
但し、これらの費用はＧＳＪＨ、ＧＳ２Ｌより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはＧＳＪＨ、ＧＳ２Ｌに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

（１株当たり情報）

| 第13期<br>（自　平成19年４月１日<br>至　平成20年３月31日） | | 第14期<br>（自　平成20年４月１日<br>至　平成21年３月31日） | |
|---|---|---|---|
| １株当たり純資産額 | 2,198,763円08銭 | １株当たり純資産額 | 2,570,207円43銭 |
| １株当たり当期純利益金額 | 498,759円23銭 | １株当たり当期純利益金額 | 359,937円01銭 |
| 損益計算書上の当期純利益 | 3,192,059千円 | 損益計算書上の当期純利益 | 2,303,596千円 |
| １株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益 | 3,192,059千円 | １株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益 | 2,303,596千円 |
| 差額 | － | 差額 | － |
| 期中平均株式数 | | 期中平均株式数 | |
| 普通株式 | 6,400株 | 普通株式 | 6,400株 |
| なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。 | | 同左 | |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

次へ

## １．中間財務諸表

### (1) 中間貸借対照表

| 区分 | 注記番号 | 第15期中間会計期間末（平成21年９月30日） | |
|---|---|---|---|
| | | 金額 | 構成比 |
| （資産の部） | | 千円 | % |
| Ⅰ 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | 18,058,827 | |
| 支払委託金 | | 25 | |
| 前払費用 | | 29,198 | |
| 未収委託者報酬 | | 1,438,473 | |
| 未収運用受託報酬 | | 1,261,171 | |
| 未収収益 | | 79,057 | |
| 立替金 | | 174,080 | |
| 繰延税金資産 | | 537,136 | |
| 流動資産計 | | 21,577,970 | 89.4 |
| Ⅱ 固定資産 | | | |
| 無形固定資産 | | 162,483 | |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | 1,070,726 | |
| 繰延税金資産 | | 1,319,259 | |
| その他 | | 6,828 | |
| 投資その他の資産計 | | 2,396,813 | |
| 固定資産計 | | 2,559,296 | 10.6 |
| 資産合計 | | 24,137,267 | 100.0 |

| 区分 | 注記番号 | 第15期中間会計期間末（平成21年９月30日） | |
|---|---|---|---|
| | | 金額 | 構成比 |
| （負債の部） | | 千円 | % |
| Ⅰ 流動負債 | | | |
| 預り金 | | 2,362 | |
| 未払金 | | 532,059 | |
| 未払費用 | | 2,466,690 | |
| 役員賞与引当金 | | 55,998 | |
| 未払法人税等 | | 783,676 | |
| その他 | ＊１ | 63,434 | |
| 流動負債計 | | 3,904,220 | 16.2 |
| Ⅱ 固定負債 | | | |
| 長期未払費用 | | 2,593,254 | |
| 役員退職慰労引当金 | | 808,177 | |
| その他固定負債 | | 650 | |
| 固定負債計 | | 3,402,082 | 14.1 |
| Ⅲ 特別法上の準備金 | | | |
| 金融商品取引責任準備金 | | 0 | |
| 特別法上の準備金計 | | 0 | |
| 負債合計 | | 7,306,304 | 30.3 |

| 区分 | 注記番号 | 第15期中間会計期間末（平成21年９月30日） | |
|---|---|---|---|
| | | 金額 | 構成比 |
| （純資産の部） | | 千円 | % |
| Ⅰ 株主資本 | | | |
| 資本金 | | 490,000 | |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | | 390,000 | |
| 資本剰余金合計 | | 390,000 | |
| 利益剰余金 | | | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 15,913,776 | |
| 利益剰余金合計 | | 15,913,776 | |
| 株主資本合計 | | 16,793,776 | 69.6 |
| Ⅱ 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 37,186 | |
| 評価・換算差額等合計 | | 37,186 | 0.2 |
| 純資産合計 | | 16,830,963 | 69.7 |
| 負債・純資産合計 | | 24,137,267 | 100.0 |

(2)中間損益計算書

| 区分 | 注記番号 | 第15期中間会計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日） | |
|---|---|---|---|
| | | 金額 | 百分比 |
| | | 千円 | % |
| Ⅰ 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 5,869,707 | |
| 運用受託報酬 | | 2,439,298 | |
| その他営業収益 | | 213,469 | |
| 営業収益計 | | 8,522,475 | 100.0 |
| Ⅱ 営業費用及び一般管理費 | ＊１ | 7,574,159 | 88.9 |
| 営業利益 | | 948,315 | 11.1 |
| Ⅲ 営業外収益 | ＊２ | 122,930 | 1.4 |
| Ⅳ 営業外費用 | ＊３ | 473,332 | 5.6 |
| 経常利益 | | 597,914 | 7.0 |
| Ⅴ 特別利益 | | 112,791 | 1.3 |
| 税引前中間純利益 | | 710,706 | 8.3 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 752,655 | 8.8 |
| 法人税等調整額 | | △405,230 | △4.8 |
| 中間純利益 | | 363,281 | 4.3 |

### (3) 中間株主資本等変動計算書

**第15期中間会計期間（自平成21年４月１日 至平成21年９月30日）**

| | 株主資本 | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 資本準備金 | その他利益剰余金 | | | | |
| | | | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 平成21年３月31日残高（千円） | 490,000 | 390,000 | 15,550,494 | 16,430,494 | 18,832 | 18,832 | 16,449,327 |
| 中間会計期間中の変動額 | | | | | | | |
| 中間純利益 | | | 363,281 | 363,281 | | | 363,281 |
| 株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額） | | | | | 18,354 | 18,354 | 18,354 |
| 中間会計期間中の変動額合計（千円） | － | － | 363,281 | 363,281 | 18,354 | 18,354 | 381,635 |
| 平成21年９月30日残高（千円） | 490,000 | 390,000 | 15,913,776 | 16,793,776 | 37,186 | 37,186 | 16,830,963 |

**中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項**

| 項目 | 第15期中間会計期間<br>（自 平成21年４月１日<br>至 平成21年９月30日） |
|---|---|
| １．資産の評価基準及び評価方法 | 有価証券<br>その他有価証券<br>時価のあるもの<br>中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ２．固定資産の減価償却の方法 | 無形固定資産<br>定額法により償却しております。<br>なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。 |
| ３．引当金の計上基準 | 役員賞与引当金<br>役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 |
| | 役員退職慰労引当金<br>役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給見積額を計上しております。 |
| | 貸倒引当金<br>貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| | 金融商品取引責任準備金<br>金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項に基づく責任準備金を計上しております。 |
| ４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 株式報酬の会計処理方法<br>役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第８号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 |
| | 消費税等の会計処理<br>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 |

**注 記 事 項**

**（中間貸借対照表関係）**

| 項目 | 第15期中間会計期間末<br>（平成21年９月30日） |
|---|---|
| ＊１ 消費税等の取扱い | 控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」として表示しております。 |

（中間損益計算書関係）

| 項目 | 第15期中間会計期間<br>（自　平成21年４月１日<br>至　平成21年９月30日） | |
|---|---|---|
| ＊１減価償却実施額 | 無形固定資産 | 30,315千円 |
| ＊２営業外収益のうち主要なもの | 投資有価証券売却益 | 60,336千円 |
| | 受取利息 | 38,413千円 |
| | 為替差益 | 23,681千円 |
| ＊３営業外費用のうち主要なもの | 株式報酬 | 473,329千円 |

**（中間株主資本等変動計算書関係）**

**第15期中間会計期間（自平成21年４月１日 至平成21年９月30日）**

**発行済株式の種類及び総数に関する事項**

| | 前事業年度末株式数（株） | 当中間会計期間増加株式数（株） | 当中間会計期間減少株式数（株） | 当中間会計期間末株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 6,400 | － | － | 6,400 |
| 合計 | 6,400 | － | － | 6,400 |

**（リース取引関係）**

**第15期中間会計期間（自平成21年４月１日 至平成21年９月30日）**
**注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。**

**（有価証券関係）**

**第15期中間会計期間末（平成21年９月30日）**
**その他有価証券で時価のあるもの**

| | 取得原価（千円） | 中間貸借対照表計上額（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 1,008,026 | 1,070,726 | 62,699 |

**（デリバティブ取引関係）**

**第15期中間会計期間（自平成21年４月１日 至平成21年９月30日）**
**当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。**

（１株当たり情報）

| 第15期中間会計期間<br>（自 平成21年４月１日<br>至 平成21年９月30日） | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 2,629,837.97円 |
| １株当たり中間純利益金額 | 56,762.67円 |

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

（１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎）

| | |
|---|---|
| 中間損益計算書上の中間純利益 | 363,281千円 |
| １株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益 | 363,281千円 |
| 差　額 | ― |
| 期中平均株式数 | |
| 普通株式 | 6,400株 |

(重要な後発事象)

第15期中間会計期間（自平成21年４月１日 至平成21年９月30日）
該当事項はありません。

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5 【その他】

(1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 委託会社に関し、本書提出日の前１年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

# 第２【その他の関係法人の概況】

## １【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

（2009年12月末現在）

| 名称 | 資本金の額 | 事業の内容 |
|---|---|---|
| ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（ＧＳＡＭニューヨーク） | 206.4百万米ドル<br>(19,008百万円<br>1米ドル＝92.10円) | ＧＳＡＭニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。 |

(2) 受託銀行

（2010年３月末現在）

| 名称 | 資本金の額 | 事業の内容 |
|---|---|---|
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

(3) 販売会社

（2010年３月末現在）

| 名称 | 資本金の額 | 事業の内容 |
|---|---|---|
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 324,279百万円 | 信託業および銀行業を中心としたサービスを提供しています。 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 1,711,958百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。 |
| 株式会社滋賀銀行 | 33,076百万円 | |

## ２【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

ＧＳＡＭニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より信託財産の運用の指図（デリバティブ取引等を含みます。）に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行っています。

## ３【資本関係】

(1) 投資顧問会社

ＧＳＡＭニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。ＧＳＡＭニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

**(3) 販売会社**

**該当事項はありません。**

# 第３【その他】

(1) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称および申込取扱場所である販売会社の名称を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用することおよび本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することがあります。目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項および以下のような文言を記載することがあります。

**投資信託をご購入の際の注意事項**

- お申込みの際は必ず「目論見書」をご覧ください。
- 本ファンドは株式・債券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

(2) 目論見書に投資信託用語集を掲載をすることがあります。

(3) 目論見書に本ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。

(4) 本有価証券届出書本文第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書に記載することがあります。

(5) 目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成および当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。

(6) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。

(7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

(8) 目論見書に、本ファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、主要または一部組入銘柄（業種・セクター、主要取引市場、組入比率、組入数、組入額を含みます。）、投資対象の資産別構成比、投資国別構成比、業種・セクター別構成比、市場別構成比、株式・債券および先物の合計に基づく実質組入割合の表示によるポートフォリオ構成、通貨、為替予約の状況ならびにそれらの推移等に関する説明を、文章、数値、グラフで表示することがあります。また、直近の基準価額、純資産総額等を表示することがあります（表示されるデータは適宜更新されます。）。なお、セクターの記載に関しては、本ファンドの運用チーム独自の分類を用いることがあります。また、運用実績として基準価額（税引き前分配金込みもしくは分配金落ち後またはその双方）および過去の分配実績（各月および年率換算ならびに再投資の状況を含みます。）の推移、年換算利回り、設定来または直近１週間、１ヵ月、３ヵ月、６ヵ月、１年、１年半、２年、３年の騰落率等を数値またはグラフで表示することがあります（表示されるデータは適宜更新されます。）。

(9) 目論見書の冒頭に金融商品取引法第37条の３の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年４月21日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダ・ヴィンチ ライトの平成20年３月26日から平成21年３月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダ・ヴィンチ ライトの平成21年３月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注１）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ

# 独立監査人の監査報告書

平成20年６月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成22年４月28日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダ・ヴィンチ ライトの平成21年３月26日から平成22年３月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダ・ヴィンチ ライトの平成22年３月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注１）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ

# 独立監査人の監査報告書

平成21年５月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月２日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。